

公共事業の構想段階における計画策定プロセス研究会 (第3回)

日時：平成19年8月29日(水)15:00～17:00

場所：中央合同庁舎3号館 11階特別会議室

議事次第

1. 開会
 2. 議事
 - (1) 意見整理と対応
 - (2) ガイドラインの基本的な考え方について
 - (3) ガイドラインの骨子(案)について
 3. 閉会
-

配付資料

- 資料1-1 [意見整理と対応](#)
- 資料1-2 [論点の整理](#)
- 資料2 [ガイドラインの基本的な考え方](#)
- 資料3 [ガイドラインの骨子\(案\)](#)
- 資料4 [計画策定プロセスガイドラインの策定スケジュール\(予定\)](#)
- 参考資料1 [その他のガイドラインとの比較](#)
- 参考資料2 [第2回研究会議事録](#) (第2回研究会議事録に掲載)
-

意見整理と対応

資料1 - 1

No.	分類 意見等	対応方針
1	基本的な考え方について	〔基本的考え方〕に記載
2	柔軟性のある合意プロセスになつてはいるのか、技術的に安全側で判断せざるを得ない様な問題に対して一步踏み込んで判断すべきなのか、市民参画を行うことで果たしていい案ができるのかなど検討すべき課題はある。	〔計画検討手続き〕（3） ・複数案の比較評価の結果、総合的な観点で判断する旨を記述する方向で検討。 〔基本的考え方〕 ・住民参画により関係者とのコミュニケーションを確保し、よりよい計画にする旨を記述する方向で検討。
3	本件の場合、議論の方向として、現実の事例から積み上げで行なうことが好ましい。	・各手続き等に、好事例を基とした解説文を記載する予定。
4	「決定のあり方」にしわ寄せが行く可能性もあるので、事業主体がはつきり決まっておく必要がある。 スが起こりうるかプレーンストーミングしておく必要がある。	〔その他留意事項〕 ・解説文で事業主体が計画策定者と異なる場合の留意事項を加える方向で検討。
5 (2) 計画策定手続きのあり方	委員会等（外部機関）と行政（決定権者）の最終的にどちらが決定するのかについて整理しておく必要がある。	〔計画検討手続き〕（6） ・計画策定者が責任を持つて決定する旨記述。
6	地域づくりのような問題と国全体を考えるような問題とでは意志決定のあり方が異なる。後者の場合最終的には行政が判断せざるを得ないこともあると思うが、その場合には反対者に対して意志決定の透明性を確保する必要がある。	〔住民参画手続き〕（3） ・計画決定の際にその決定の経緯および採用しないことの理由を説明しなければならないことを検討。
7	構想段階であつてもある程度インパクト評価の導入を検討する必要がある。	〔技術的検討〕 ・評価の実施に際して、定量的、定性的な評価を示す旨、記載する方向で検討。
8 (必要性の確認について)	そもそも公共事業は必要性があるから発案される。先ずこの発案段階の事業の必要性について検討プロセスも含めて明確にすることが重要である。この前提条件が明確であるか否かでその後の手続きが順調に進むかに大きな影響を与える。 構想段階の意義は、概ね規模と位置を決めること。その前提となる必要性の確認は重要。ただし、事業毎に確認の性格は異なることから、この点について議論するとき多くの時間を要するため、構想段階に絞って議論することが望ましい。 必要性は市民によって（検討ではなく）確認されるべき事柄。ここではスコーピングの議論をしつかりすべき。（必要性の確認について）そもそも問題意識を共有するところから始まる。	〔計画検討手続き〕 ・事業の目的などを明確にした上で計画検討を発議を行ふ旨記載。 〔住民参画手続き〕 ・計画検討手続きの中で住民への必要性の確認を留める旨記載する方向で検討。
9	（3）計画策定プロセスにおける公衆参与、地方公共団体等の関与のあり方	〔住民参画手続き〕 ・関係者を適切に把握すること、各関係者に応じた手法を選択すること、を記載。

No.	分類	意見等	対応方針
10 (関係者の整理例の表についての意見)		切り口としては粗いかも。 整理は大切だが、わかりにくく。例えば地価がある地権者は受益者でもありこの場合どうするのか。受益者と負担者の説明など場合分けして定義を見直す必要がある。ガイドラインを使う人が実際の運用で、自分で考えてももらうことが重要。	見直して修正の上、解説文に記載する予定。
11		誰がどういった開与の仕方を行なうかが重要。思わぬ利害関係者がいることがあり、利害関係者を特定できない可能性があることも問題点の一つ。 パブリック・インボルブメントのレベル、例えば、一体どこまで住民参加を期待しているのかということを整理して欲しい。	「住民参画手続き」(3) ・関係者として把握する際の留意事項として明示する予定。
12 (住民参画手続き)		計画のプロセスにPIをどう位置づけるか。 論点整理のフロー図は少し誤解を招くかも。住民等とのコミュニケーションは、すべての段階にある。 コミュニケーションは少しふrageを示しては。 住民等から出された意見に対し、回答することが重要。なぜ受け入れないかの理由を説明することはアカウンタビリティの観点からも大切。	・住民参画手続き ・必要に応じて、適宜、計画策定者は住民等とコミュニケーションをとることを記載。 ・住民にわかりやすい説明をするなどを留意する予定。
13 (4) 社会面、経済面、環境面等総合的な観点からの評価のあり方 (4 - 1) 複数案の設定のあり方		ゼロオプションのようなものを視野に入れるのならば、いわゆるニンビイ的な非常に狭い視野での短期間的な意見 が支配的にならないような枠組みを予め用意してないと、創造的な政策にならないのではないか。	「住民参画手続き」(1) ・サイレントマジョリティの参画を促す旨、解説等に記載することを検討。
14		複数案の設定の仕方では、ゼロオプションを考えることが適切ではない例もある。例えば更新であるとか、再生であるとか、あるいは極めて人工的なエリアで何かをつくる場合は、ゼロオプションとするところによつて荒廃する可能性がある。ゼロオプションがない場合もあるということも留意して欲しい。	「計画検討手続き」 ・事業を行わない案については、案が現実的である場合には複数案に含め、現実的でない場合でも評価の参考として示すことを検討する旨記載。
15		ゼロオプションについて、目的達成の一つの方法として施設整備以外の方法で行うと言ふものをゼロオプションと考えることもできる。	「計画検討手続き」(3) ・施設整備以外の方法で行う案も考えられること等を、解説として加える方向で検討。
16 (4 - 2) 評価のあり方 (評価項目、評価方法等)		事業主体によつて、差があると感じる。道路では、交通、環境、土地利用、社会経済という形でそれぞれ検討評価がされているが、地域差(地域毎の要望等)について、PIを導入する過程・段階でどのように反映しているか。海外ではこの評価項目に地域の重み付けを行い、各事業案がそれぞれの評価に対するか、実際の検討にあたって、事業や地域等の特性に配慮する旨記載。	「計画検討手続き」 ・どのような項目を設定するか、どのくらい達成できるのかといふのを掛け合わせるような形でそれぞれのオルタナティブの評価を行つているが、そこまでできればよい。
17		いわゆる温暖化のような広域環境と、それと生物多様性のような間接的な環境を、全く同義で重み付けていかなければいけないと、あるいは事業を過小評価することになる。	「計画検討手続き」 ・社会面、経済面、環境面等の項目をバランスよく設ける旨記載。
18		ガイドラインを施行するためには、データを同時に用意する必要がある。詳細な事業アセスメントスケールの精度は要らぬにしても、構想の段階の戦略的アセスメントで、どの程度の情報が必要か議論すべきである。	「計画検討手続き」(5) 各評価項目の精度を適切なものとする旨、記載。 「技術的検討」 専門的見地から十分な検討をするため、検討に用いるデータを、質量とも適切なものとする旨、記載。

No.	分類	意見等	対応方針
19	(4 - 3) 計画案の決定のあり方	各事業は多様だからこそ、最後に決められた計画の位置付け、決定権者、根拠、意思決定のルールというものをはつきりさせ、共通認識を持つべきである。計画手続きとして、制度化を進めるべき分野については、現状の個別管理制度の中に計画を入れ、P1が形骸化しないように制度化を進めてほしい。	・本ガイドラインにおいては、標準的な手続きについて定めるものとする。 ・個別法への位置づけについては各自個別法において別途検討。
20		合意形成的な議論までは難しく、すべての人がすべて同じ方向に向くといふのは現実論としてあり得ないし、ある意味、妥協形成かと思う。意見の対立を前提としてどうやってデジション・メーリングするか、その手続きをどうするかを考えるべき。 どこまで議論すればいいのか、議論をどこでやめるのか、あるいは、十分議論はやり尽くしたというのをどう評価できるか（taken for grantedness）等を、ガイドラインなどしてどう説明するかが課題。 合意形成のために、「時間管理」だけではなく、「透明性」を確保すべきであり、「時間管理」はその一部ではないか。	「住民参画手続き」 ・同じく、計画策定者が計画案の選定結果やその理由を広く住民に説明し、合理的な判断であることの理解を求めるなどを記載する方向で検討。
21	(委員会等 (外部機関全般) について)	専門性と意見集約は別であると考える。また、専門性と意見集約は大事な点である。ガイドラインにまでまとめるのは難しいが、方向付けぐらいはして欲しい。 専門家が集まるどと一般の人が理解できない技術の話に集中してしまうこともあり、外部機関が市民とはかけ離れた機関になってしまって、市民とかけ離れた機関でもなく、行政の代弁でも好ましくなく、行政の中立性を保つてほしい。 行政内部と外部の役割の整理を進めて欲しい。 個人的意見を持つ事業に積極的に関わるという意味において学識経験者も関係者と見なされる場合もある。 関係者には人と団体の2つの分け方があることに注意が必要。 総合性、中立性の観点から整理が必要。専門家は、個別の専門分野での議論は中立性を保つた発言ができるが、総合性判断の過程で個別の専門家に総合性を求める中立性が持たなくなる。行政が決定権者である前提で、どういう役割を果たすべきか。 客觀性の確保は必ずしも必要なものではないと考える。客觀性といつても人それぞれ異なり、誰の目から見ても客觀的であるということは難しい。	・委員会等を独立した章とする方向で検討。基本的事項や各々の支援組織役割等を整理。
22	(委員会等 (学識委員会) について)	学識委員会はアドバイザリーボードとしての方が多いと思う。調整まで期待するのは無理。 専門性確保のための組織は評価プロセスの問題だと考える。	・委員会等を独立した章とする方向で検討。基本的事項や各々の支援組織役割等を整理。
23	(委員会等 (住民参画のための外部機関) について)	住民参画のための外部機関については多様な使われ方がある。ある種のレビュー的なフェーズで使われることもある、説明図に示された段階に限定されない。コミュニケーションは行政が主体となつて行うのだと思うが整理して欲しい。 意見調整については行政が行うのはきつい場合がある。行政とは別のコーディネーター的な人をおくここまで考えるのである。	・委員会等を独立した章とする方向で検討。基本的事項や各々の支援組織役割等を整理。
24	その他 - 1	専門性の確保は、意見調整ではなく検討プロセスの妥当性確認の問題。 計画の専門性を確保するということをきちっと整理して欲しい。	・計画策定プロセスの体系を整理する。
25	その他 - 2	ガイドラインは、現場の調査計画などの担当者向けなので、次の点に留意して書いた方がいい。 関係者の範囲など、事例紹介でも良いので具体的に書くこと。 事務所の担当等が2年程度で交代する中、外部機関は「継続性」保つものとして期待できる。 全体のマネジメントが大切。中立とも言えるがこの点を強調すべきかはよくわからない。例えば、ある事業を想定すると、国の別の機関はなぜ入らないのかなど。	・その他等において、解説などで留意事項として明示。
26	その他 - 3	スコーピングの問題。例えば、政策レベル、事業計画レベル、機能などどの問題をどこで議論するかと言うこと。 二酸化炭素の問題については現在の環境影響評価では対象となっていない。評価方法そのものについて、例えばライフ・サイクル・アセスメント（LCA）を用いるべきかなどを市民に問うようなアプローチもあり得る。	・スコーピングや各環境関連対象項目の取り扱いについては、個別の事業毎に異なることもあり、統一した記載をせず、個別に必要に応じ各技術基準等で対応を示すことを記載。

No.	分類	意見等	対応方針
27	その他 - 4	計画プロセスの中で収集した調査結果やデータが次の環境アセスに際して流用できるような制度を組むべき。例え ば評価主体や実施者が変わったりして引き継がれないなどの課題もあるので留意して欲しい。 解説の中に、指摘の留意事項を記載する方向で検討。	【その他留意事項】 ・計画決定後の環境影響評価や都市計画手手続きの段階で有効に活用する、旨記載。 ・解説の中に、指摘の留意事項を記載する方向で検討。
28	その他 - 5	「計画案の決定のあり方」は、手続きをどうやって改善していくか、多くの方の理解・ 賛同が得られる形・解に導いていく必要で、その結果として決定がある。ほとんどの人が反対している 決定に強引にたどり着くことは不可能である。決定の手前にある手続きのあり方を十分に検討するこどりが肝要であり、 対象・分野によっても濃淡はあるものの、比較的簡単なもの、比較的簡単なものでは概ねできていると思つ。	【住民参画手続き】（3） ・住民参画手続きの結果を十分に配慮し、意見を反映した上で計画を決定する旨記載。

論 点 の 整 理

1. プロセス全体

1-1 計画策定プロセスの構成について

計画策定プロセスの手続きや役割を明確にするために、計画検討手続き、住民参画手続き、技術的検討に分けて、計画策定プロセスを整理することを検討する。

1-2 対象者について

計画策定プロセスを適用する事業や事業者を明確にする必要がある。

2. 計画検討手続き(社会面、経済面、環境面等総合的な観点からの評価のあり方)

2-1 計画検討の発議と必要性の確認

構想段階において、計画の必要性をどのように確認または評価するのかを整理する必要がある。その際、構想段階以前に必要性や基本方針が判断されている事業があることなど、事業の特性や法制度に留意すべきである。

2-2 複数案の設定

事業の影響・評価を有意に比較できる複数案の設定が望ましいが、複数案設定の考え方とともに、設定できない場合やゼロオプションの扱い方の整理を行う必要がある。

事業を行わない案については、実現性がある場合、そうでない場合でも、参考のため、または他の案との差異を明らかにし、実現性がないことを確認する目的で、案の一つとして含めるかどうか検討する。

2-3 評価項目の設定のあり方

計画案の評価をより多面的かつ有効に行うための評価項目の設定のあり方について、基本的な考え方や手順を整理する必要がある。評価項目は、社会面、経済面、環境面等の多様な項目が事業に影響を及ぼすこと等も配慮し、バランスよく設定する必要がある。その際、住民の関心事等に関する論点に抜けがないことに留意する。

2-4 評価の方法

構想段階の評価においては、この段階での評価に必要な情報の精度や、その情報の入手可能性を踏まえて、適切な評価の精度を確保する必要がある。

2-5 総合評価のあり方

評価項目を総合的に評価し、一の案を決定する方法を検討する上で、可能な限り客観性や透明性を担保する方法を検討する必要がある。例えば、ア)評価項目ごとの得失の整理、イ)案選定の根拠(数値等)の明示、ウ)数値等で客観的な説明ができない場合に優劣の判定を下した際の判断基準等を、公表することにより担保することが重要である。

複数案の中から責任を持って計画を決定する主体を明示することが重要である。

3. 住民参画手続き(関係者とのコミュニケーションのあり方)

3-1 計画検討手続きと住民参画の関係

計画検討プロセスと住民等とのコミュニケーションの関係において、住民参画の位置付けを整理する必要がある。

3-2 関係者の適切な把握

当該事業により影響を受ける関係者としては、利用者、地域住民、NPO等や行政機関など多様な主体が考えられるが、住民参画プロセスにおいて対象者を適切に把握し、整理する必要がある。

3-3 コミュニケーションのあり方

コミュニケーションには様々な手法があるが、対象とする者ならびに目的に応じ、有効な手法を採用する必要がある。

3-4 住民参画プロセスにおける合意形成のあり方

計画案の決定に至るまでに、意見の対立を前提とした合意形成を想定し、事業に応じた方策のあり方について検討が必要である。

4. 委員会等(外部機関)の役割と体制

事業者が必要であると判断する場合には、委員会等を設置するが、専門的助言や意見の集約・調整などの果たすべき役割の明確化と、それに応じた委員会等の設置の考え方を整理する必要がある。

ガイドラインの基本的考え方

1. 本ガイドラインの位置づけ

- 本ガイドラインは、国土交通省所管の河川、道路、港湾、空港等の直轄事業等を対象に、構想段階における計画策定プロセスのあり方について横断的に、標準的な考え方等を示すものである。

また、地方公共団体等が国の補助金の交付を受けて行う事業や民間事業者が行う事業についても、事業の規模等に応じて、本ガイドラインの趣旨に配慮した措置が講じられることを期待する。
- 公共事業は事業毎に個別の所管法に則り実施されるものであり、個別の所管法の目的や責務を十分に踏まえて、本ガイドラインを運用する。
- 事業分野ごとの事業特性等により特別な留意が必要な場合には、事業分野ごとにガイドライン等を整備・充実するものとする。
- 実際の個別事業への適用にあたって、地域特性や社会経済情勢等に十分配慮し、当該事業に最も適した計画策定のプロセスを選定できるように、本ガイドラインの各規定が設けられた主旨を十分踏まえつつ、柔軟に適用するものとする。
- 既存の住民参加手続きガイドライン等をもとに、これまでの取り組み事例等から得られた知見や「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」(H19. 4, 環境省)等の新たな動きも踏まえたものとする。

2. 計画策定プロセスの体系

計画策定プロセスは、計画策定者が中心となって行う計画検討手続き、関係者との適切なコミュニケーションを確保するための住民参画手続き、計画内容の合理性を確保するための技術的検討 の3つから構成される(図一1参照)。

○ 計画検討手続き

計画策定にあたっての手続きが公平性、客觀性、合理性、透明性を持って適切に行われる必要がある。

そのためには、次の3点に留意する必要がある。

- ① 計画策定者が計画検討において行うべき基本的な手続きの明確化

- ② 技術的検討及び住民参画手続きとの有機的な連携
- ③ 事業特性や地域特性を踏まえて運用

○ 住民参画手続き

計画策定者と住民等とのコミュニケーションを適切に行い、住民等の目からみても妥当な手続きとなっていることが必要である。

そのためには、次の4点に留意する必要がある。

- ① 手続き・情報が公開されているか。
- ② 積極的に計画に対する説明がなされているか。
- ③ 十分な参画の機会が確保されているか。
- ④ 住民等からの意見を積極的に受け付け、質疑等に対して真摯な応答がなされているか。

○ 技術的検討

公共事業の目的の設定やその目的を実現するための手段の選択等の計画の内容は、技術的、専門的に合理的なものであることが必要である。

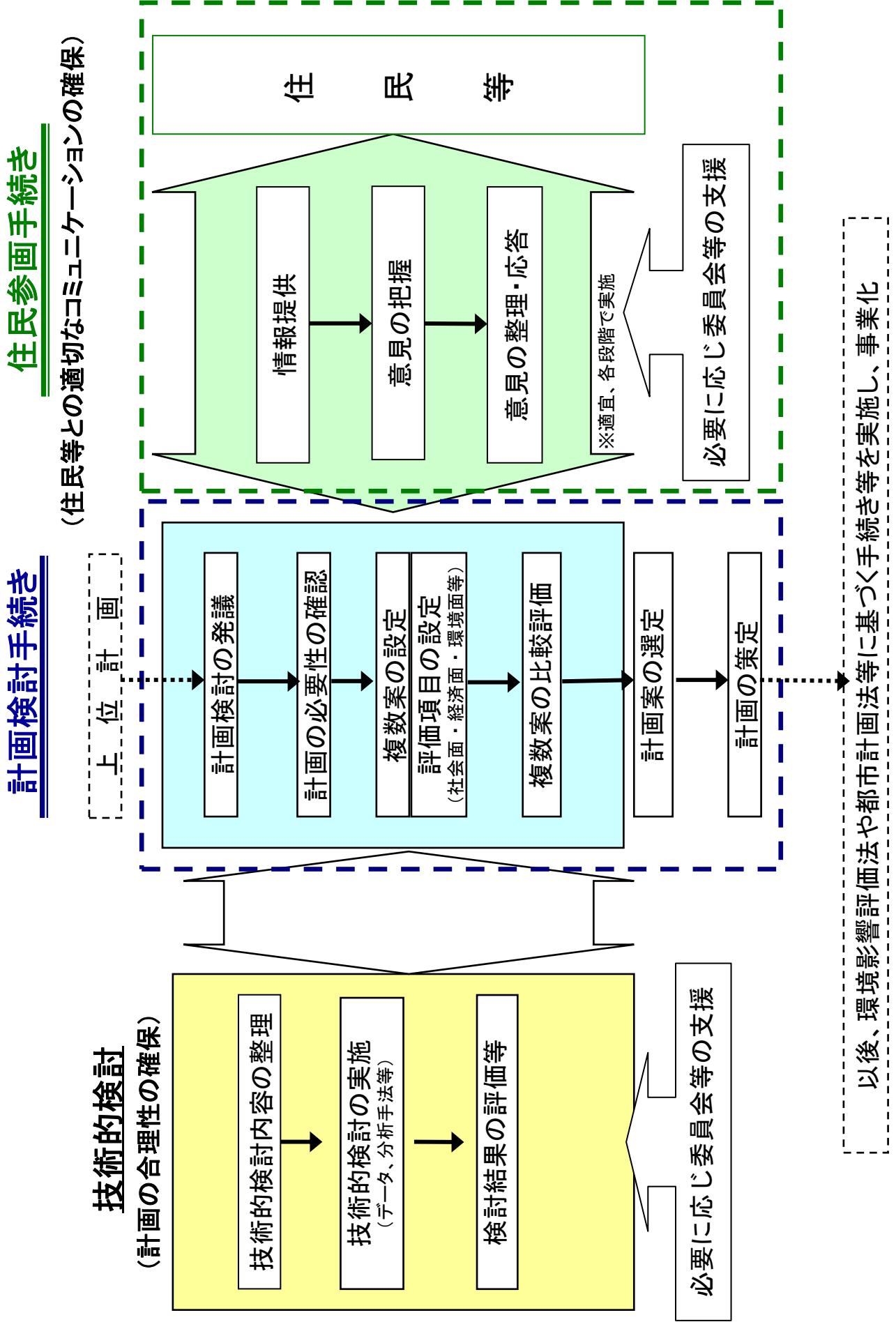


図-1 構想段階における計画策定プロセスの体系図

3. 用語の定義

本ガイドラインで用いる用語については以下の定義に従うものとする。

○構想段階

計画策定者が、事業の公益性及び必要性を検討するとともに、当該事業により整備する施設の概ねの位置、配置及び規模等の基本的な諸元について、事業の目的等に照らして検討を加えることにより、計画に絞り込むまでの段階。

○計画

構想段階の手続きを経て絞り込まれた事業の概ねの計画。

なお、構想段階における計画は、事業により、「構想」もしくは「〇〇計画」と異なって呼称されるが、本ガイドラインでは、それらすべてを「計画」と表記する。

構想段階の次の計画段階(都市計画決定手続等)における検討の基本となるものであり、例えば、都市計画手続きに諮る計画素案、河川事業では河川整備計画、道路事業では概略計画、港湾事業では長期構想が該当する。

○住民等

事業の規模又は特性に応じ、当該事業の影響が及ぶ地域住民その他の関係者。

○計画策定者

構想段階において計画策定手続きを実施する主体

○委員会等

計画を策定する過程における技術的検討や住民参画の進め方に関し、特に専門性が必要な場合や、計画策定者のみによる判断が難しい場合等に、専門的、公正な立場の第三者から助言をもらうために設置する組織。

○計画策定プロセス

構想段階において計画検討の発議から計画策定に至るまでに行われる手続きと手続きを進めるにあたって必要となる作業や検討の総称。

計画策定プロセスは、計画検討手続き、住民参画手続き並びに技術的検討から構成するものとした。

○計画検討手続き

計画を検討し、計画案に絞り込むために進められる一連の検討手続きの流れ、及びその総称。

計画検討の発議の後、計画の必要性の確認、複数案と評価項目の設定、複数案の比較評価、計画案の選定に至るまでの一連の手続きである。

○住民参画手続き

計画策定プロセスへの住民等の参画の促進のために講じられる一連の手続き、及びその総称。

例えば、計画策定者などの行政機関と関係する住民等や関係機関との意見・情報の交換の手続き、及び意見を整理し、応答する手続きである。

○技術的検討

計画検討手続きの中で行われる必要性の確認や複数案の設定・評価等の、技術的、専門的事項について検討するために行われる一連の作業、及びその総称。

なお、ここで「技術的検討」は、科学技術分野だけでなく、社会学・経済学等の人文科学分野の専門的な検討を含むものである。

計画検討手続き 骨子(案)

項目	骨子
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画策定者は、住民参画手続きの結果得られる意見や技術的検討の結果を十分に反映して、計画検討手続きを行い計画を選定する責任がある。 ・ 計画策定が公正性や客観性、合理性、透明性をもって適切に行われている必要がある。 ・ 当該事業に関係する地方公共団体とも十分調整の上、計画検討手続きを進める。
(1) 計画検討の発議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上位計画等で提案された基本方針や現状の課題に基づき、当該事業の目的等を明確にした上で計画検討の発議を行う。 ・ 住民等への検討の内容及び手順、予定する検討のスケジュール等、必要な内容を公表する。
(2) 計画の必要性の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画を検討することが必要であることを確認するため、出来る限り早い段階で、計画の必要性について説明する。 ・ 当該事業を行わないこととする案で課題解決が不可能である場合には、そのことを早期に公表することが望ましい。
(3) 複数案の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最適な計画を決定するため、複数の案を設定することを基本とする。 ・ 複数の案の中に、事業の目的が達成できるかどうかの判断や、住民等の関心事や論点等について十分な議論を行うことが出来る内容を盛り込む。 ・ 計画策定者は、必要に応じて、住民等からの意見を参考として複数案の設定内容を改善する。 ・ 事業を行わない案は、それが現実的である場合や他の施策の組み合わせ等により対象計画の目的を達成できる場合等には複数案に含める。また、現実的でない場合でも評価の参考として示すことを検討する。 ・ 地域特性等から複数案を設定することが現実的でない場合には、複数案を設定する必要はない。その場合には、その理由を示すものとする。 ・ 複数案の設定は事業の特性により大きく異なるものであり、詳細については個別事業ごとのガイドライン等に基づき設定する。
(4) 評価項目の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会面、経済面、環境面等様々な観点から事業を総合的に評価するために以下の4点に留意して、評価項目を設定する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 事業の目的の達成度合いを評価できる項目を設ける ② 社会面、経済面、環境面等の項目を適切に設定する ③ 社会や住民等の関心事や論点等への影響を評価できる項目を設ける ④ 項目の取捨選択にあたり、事業や地域等の特性に配慮する ・ 計画策定者は、必要に応じて設定した評価項目について住民等からの意見を参考として評価項目の設定内容を改善する。
(5) 複数案の比較評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民参画手続きの結果や技術的検討の結果を十分に反映して、複数案の優劣を評価する。 ・ その評価にあたっては、正確な情報に基づき、できるだけ客観的に示す。 ・ 計画の状況や住民等の関心事等に応じて、各評価項目の精度を適切なものとする。 ・ 住民等が結果を理解しやすくなるため表現等を工夫する。 ・ 単に数値のみによってではなく、多様な価値観によって比較評価を行う。
(6) 計画案の選定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画策定者は、比較評価の結果から総合的な観点により、複数案の中から計画案を選定する責任がある。 ・ 計画策定者は、住民等や関係機関等に対して次の3点に留意してその選定の結果や理由をわかりやすく説明する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 複数案の絞り込みや総合評価の過程で特に重視した観点や項目など基本的な考え方の明示 ② 住民等や関係機関の意見に対する考え方の明示 ③ 選定案を実施するにあたっての配慮・留意事項の明確化
(7) 計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選定された計画案について、事業毎の根拠法令に必要な手続きが定められている場合には、その手続きを行う。【(6)と(7)の整理は調整中】

住民参画手続き 骨子(案)

項目	骨子
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民参画手続きは、計画策定プロセスに意見が十分に反映されるように、計画策定者と住民等との双方向のコミュニケーションを重視し、適切な時期に適切な手段を用いて、実施する。
(1) 住民参画手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民参画手続きは十分な期間を確保して行う。 ・ 住民参画手続きは、計画検討手続きを踏まえ、状況に応じて適切な段階に適切な実施方法で行うものとする。 ・ 住民参加手続きにおいては双方向のコミュニケーションとなるように情報提供、意見把握、意見への整理・応答をおこなう。 <p>①情報提供 計画策定者は、住民等が当該計画について理解を深め、意見を形成するために計画手続きの進め方や検討期間などは早期に公表するとともに必要な情報を適切な時期、方法により住民等に提供するよう努める。</p> <p>②意見把握 計画策定者は、住民等が当該計画に関して有している関心、懸念等の意見の把握に努める。意見の把握の際には住民等が計画に対して適切に意見できる機会および期間を確保する必要がある。</p> <p>③意見の整理・応答 <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画策定者は、住民から出された多様な意見を分かりやすく整理し、その整理結果について公表する。 ・ 計画策定者は、住民等からの意見を積極的に受け付け、質疑等に対しては真摯に応答を行うことに努める。 </p>
(2) 地方公共団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民参画手続きの立案および実施について地方公共団体と連携して行う。
(3) 留意事項	
① 関係者の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該事業に関わる住民等の関係者について、次のような事項を踏まえて適切に把握する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 事業の特性 ② 地域の特性 ③ 関連事業の有無 ④ 事業によってもたらされる受益・負担の程度 ⑤ 事業への関心（例えば、環境面、社会面）
② 手法の選択	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の3点を考慮し手法を選択し、必要に応じて複数の手法を組み合わせて活用するなど適切に実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 目的（問題やニーズの共有化、将来目標や方向性に対する意見把握等）と対象者を把握する。 ② 手法の特性（メリット、デメリット等）を理解する。 ③ 予算や時間等とのバランスを考慮する。
(4) 住民参画手続きの支援組織の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民参画手続きに関して、必要に応じ委員会等の支援組織を設置するものとする。 (詳細は 委員会等に記述)

技術的検討 骨子(案)

項目	骨子
	<ul style="list-style-type: none">・ 技術的検討は、計画検討手続きにおいて、事業の目的の設定や計画案を選定するにいたる手順、検討手法、代替案の絞り込み方などが、技術的、専門的知見から合理的かどうかについて根拠を与えるものである。
(1) 技術的検討内容の整理	<ul style="list-style-type: none">・ 構想段階における計画検討の前提となる技術的、専門的知見から、検討内容、そのために調査、検討すべきデータの範囲や検討の手法、体制など整理すべき事柄項目を抽出し、検討の枠組みを初期に決定する。・ 技術的検討の具体的内容は事業の特性により大きく異なるものであり、詳細については個別事業ごとの技術基準等に基づき実施する。
(2) 技術的検討の実施	<ul style="list-style-type: none">・ 技術的検討に当たっては、次の点に留意する。<ul style="list-style-type: none">① データ<ul style="list-style-type: none">○ 検討に用いるデータは、検討目的に照らし質量ともに適切なデータを用いるものとし、既存調査や必要に応じ実施する調査により収集するものとする。○ 特に計画の必要性や住民等の関心事または論点となっている評価項目に関連するデータの収集中に配慮する。② 分析手法<ul style="list-style-type: none">○ データの制約、分析精度などを勘案の上、適切な分析手法、項目を選定する。○ 定量的または定性的な評価を行ううえで、分かりやすい指標等を設定する。
(3) 検討結果の評価等	<ul style="list-style-type: none">・ 実施にあたっては、次の点に留意する。<ul style="list-style-type: none">① 定量的、定性的な評価を行い、出来るだけ客観的な評価結果を示すこと。② その際得られた結果が妥当かどうか十分吟味すること。③ 課題についても記述する。
(4) 技術的検討の支援組織の設置	<ul style="list-style-type: none">・ 技術的検討を実施するにあたり、必要に応じ委員会等の支援組織を設置するものとする。 (詳細は 委員会等に記述)

委員会等 骨子（案）

項目	骨子
(1) 設置にあたっての 基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画策定者は、当事者のみによる判断が難しい場合等必要に応じて、技術的専門性、又は、公正な立場の第三者から助言をもらうための委員会等を設置する。 ・ 委員会等が担うべき主な役割は、次の2点に整理できる。 <ul style="list-style-type: none"> ① 住民等との適切なコミュニケーションの確保 ② 専門性の確保（計画内容の合理性の確保） ・ 委員会等の設置にあたっては、以下の事項を考慮して設置する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 委員会の必要性、目的、役割の明確化 ② 適切な委員会の構成、体制、人選
(2) 住民参画手続きの 支援組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民参画手続きにおいて、住民等との適切なコミュニケーションを確保するため、計画策定者は必要に応じて委員会等を設置する。 ・ この委員会等の基本的な役割は、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ① 計画策定者と住民等との対話の確保 ② 住民参画手続き実施の支援（把握した意見の整理や真摯な応答のための支援等）
(3) 技術的検討の支援組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画内容の合理性を確保するため、計画策定者は、必要に応じて支援機関を設置する。 ・ この委員会等の基本的な役割は、次の通りである。 <ul style="list-style-type: none"> ① データと分析に用いた手法が合理的かどうか ② 技術的検討の結果が妥当かどうか

その他留意事項 骨子（案）

項目	骨子
(1) 評価結果等の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術的検討や計画検討手続きの中で収集した調査結果・データについては、計画決定後の環境影響評価や都市計画手続き等の段階で有効に活用することが望ましい。
(2) 取り組みの反映 および充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国土交通省においては、本ガイドラインを踏まえた実施事例を積み重ね、本ガイドラインの不断の見直しを行うものとする。 ・ 具体的な事例の整理・収集に努め、計画策定者の参考に供するものとする。

計画策定プロセスガイドラインの策定スケジュール (予定)

第1回研究会（H19.3.22）

第2回研究会（H19.6.8）

- ・論点整理

第3回研究会（H19.8.29）

- ・ガイドラインの基本的な考え方及び骨子案

第4回研究会（H19.10）

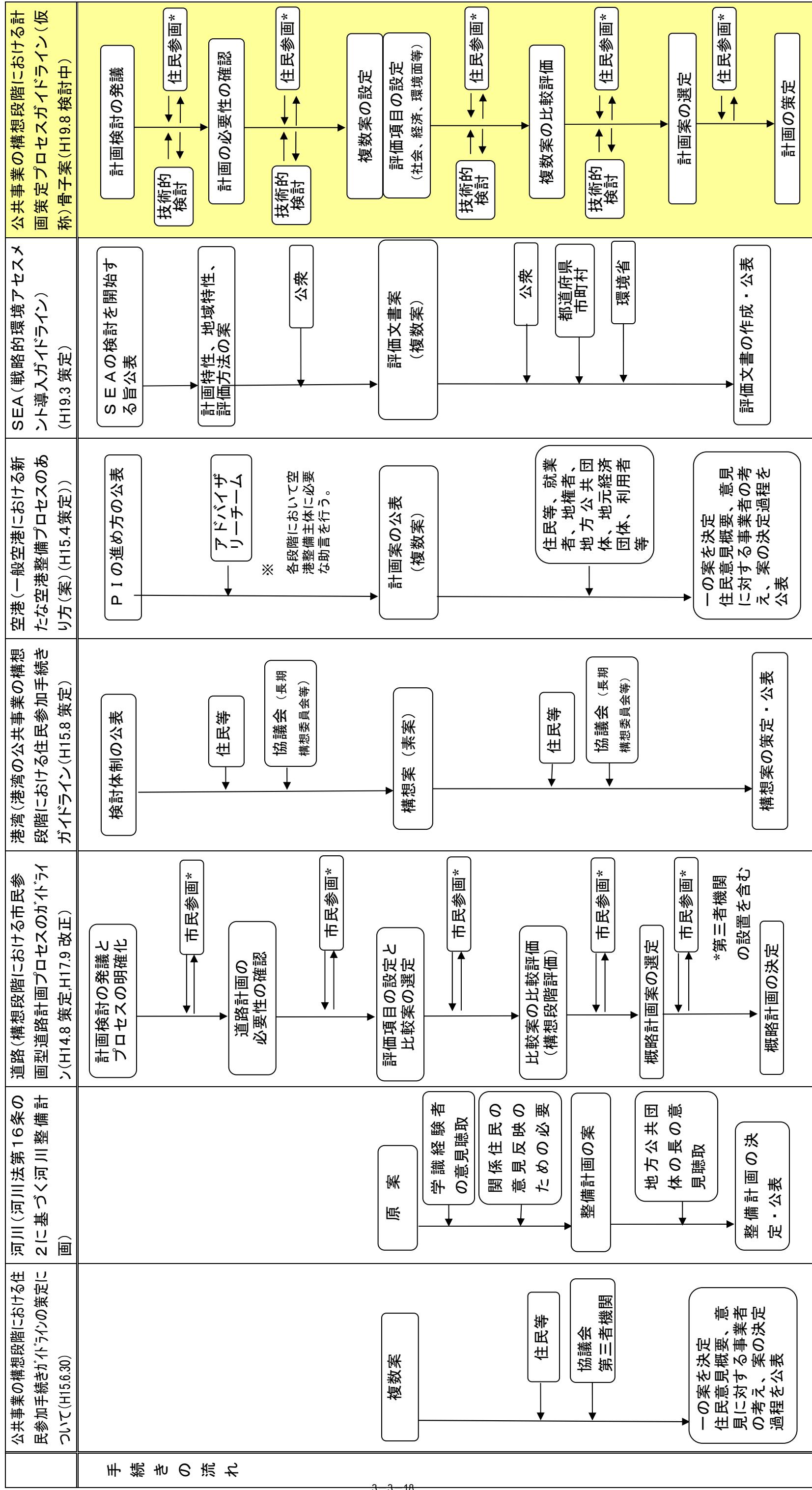
（仮称）計画策定プロセスガイドラインの原案策定

ガイドラインについてパブリックコメントを実施

第5回研究会（H19.11）

（仮称）計画策定プロセスガイドラインの案策定

その他のガイドラインとの比較



*委員会等の設置、
関係自治体等との
協議を含む

公共事業の構想段階における住民参加手続き ⁶ について ラインの策定について (H15.6.30)	河川(河川法第1 6条の2に基づく 河川整備計画)	道路(構想段階における市民参 画型道路計画プロセスのガイド ライン(H17.9改正))	港湾(港湾の公共事業の構想 段階における住民参加手続き ガイドライン(H15.8策定))	SEA(戦略的環境アセスメント導入ガイドライン (H19.3策定))	公共事業の構想段階における計画 策定プロセスガイドライン(仮称)骨 子案(H19.8検討中)
対象	・国土交通省所管の直轄事業及び公団等事業のうち構想段階にあるもの ・特に、ダム等の河川整備など国民生活、社会経済又は環境への影響が特に大きい事業 ・国土交通省又は旧公団等が、地方公共団体又は民間事業者等の委託又は要請を受けて行う事業を除く。	・河川整備計画を策定・変更する河川	・環境影響評価法第二条第二項に規定される第一種事業に該当すると考えられる道路事業の計画 ・その他、道路管理者が本ガイドラインを適用することが適当と認める道路の計画	・港湾計画を策定・変更しようとすると港湾	・構想段階における滑走路新設事業及び滑走路延長事業 ・構想段階(概ね位置、方針等の基本的な諸元に関する一の案を選定する段階) ・港湾計画の策定・変更に先がけて行う港湾の長期構想段階にあるもの ・事業の位置・規模等の検討段階のものがある事業 ・事業の位置・規模等の検討段階のものがある事業 ・事業の位置・規模等の検討段階のものがある事業 ・事業の位置・規模等の検討段階のものがある事業
実施主体	3-3-19	事業者(事業を実施しようとする者)	河川管理者	原則として、道路管理者または道路管理者を含む複数の関係行政機関が合同で実施	港湾管理者(手続きは国と港湾管理者が連携) 行おうとする者)
手続	【住民等の意見把握の措置】	【意見聴取】 ・住民等に対し、インターネット、説明会等により複数案を公表し、意見や提案の十分な把握に努める ・住民等の意見把握に当たって、判断する上で十分な情報を積極的に公開・提供し、意思形成に十分期間を確保	【ステップ1:計画検討の発議とプロセスの明確化】 ・河川整備計画の案を作成しようと着手する構想段階の進め方等について明確化。 【ステップ2:道路計画の必要性の確認】 ・意見聴取、関係住民の意見反映のための措置 ・河川整備計画を定めようとするときは、関係都道府県の意見を公表し、公衆の意見を把握する。また、説明会等により複数案を公表し、意見や提案の十分な把握に努める ・住民等の意見把握に当たって、判断する上で十分な情報を積極的に公開・提供し、意思形成に十分期間を確保	【PIの進め方の公表】 ・PIの進め方(手順、スケジュール、手法等)を公表。 【評価方法検討プロセス】 ・複数案、評価項目、調査・予測及び評価手法(評価方法)を検討 【計画案の公表、意見の把握】 ・計画案は、インターネット等により公表し、必要に応じ説明会を開催。 【ステップ3:評価項目の設定】 ・河川整備計画を定めようとするときは、関係都道府県の意見を公表し、公衆の意見を把握する。また、説明会等により複数案を公表し、意見や提案の十分な把握に努める ・住民等の意見把握に当たって、判断する上で十分な情報を積極的に公開・提供し、意思形成に十分期間を確保	【計画検討手続き】 ・SEAの検討を開始する旨を公表し都道府県及び市町村に通知。 【評価方法検討の発議】 ・複数案の設定 【計画検討の発議】 ・評価項目の設定 【評価方法の確認】 ・複数案の比較評価 【計画案の選定】 ・計画案の選定 【実施期間】 ・実施期間について調整を行う。 【評価文書作成プロセス】 ・評価方法並びに調査、予測及び評価結果を記

公共事業の構想段階における住民参加手続きについて ライジング(H15.6.30)	河川(河川法第16条の2に基づく河川整備計画) 道路(構想段階における市民参与型道路計画プロセスのガイドライン(H14.8策定,H17.9改正))	港湾(港湾の公共事業の構想段階における住民参加手続きガイドライン(H15.8策定))	SEA(戦略的環境アセスメント導入ガイドライン) (H19.3策定)	空港(一般空港における新たな空港整備プロセスのあり方(案)(H15.4策定))	公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン(仮称)骨子案(H19.8検討中)	
・住民参加手続きを経て一の案に決定。一の案を決定した場合は速やかに公表、関係地方公共団体等に通知 ・住民等の意見概要、案の決定に至った過程を案とともに公表	府県知事又は関係市町村長の意見を聴取 ・河川整備計画を定めたときは遅滞なく公表	【検討体制等の公表】 国や港湾管理者のホームページなどを利用し、住民等に対し公表する。 【比較案の比較評価】 ・比較案の比較評価を行い、評価結果は比較案の優位性比較のための資料とする 【概略計画案の選定】 ・最も優位な比較案を概略計画案として選定。 ※市民参画(第三者機関の設置を含む)プロセスについては、上の各ステップにおいて実施。	・評価項目の設定 ・比較案の設定 【ステップ4: 比較案の比較評価】 ・比較案の比較評価を行い、評価結果は比較案の優位性比較のための資料とする 【概略計画案の選定】 ・最も優位な比較案を概略計画案として選定。	率的に把握。 【意見集約】 ・PI 対象者の様々な意見の論点整理、自らの見解の公表、それに対する意見を把握。 【基本ニーズの把握】 住民等の意見の把握 当該港湾に対する住民等からの基本的な要請や意見を把握し、協議会に報告する。 【構想案の検討】 協議会における検討結果を受け国及び港湾管理者において構想案を検討する。	・評価文書案を公表し公衆の意見を把握 ・公衆意見等を都道府県・市町村に送付し、評価文書案の意見求める ・環境省は、対象計画の資料提出を求める等により検討状況の把握に努め、必要な場合に意見を述べる ・公衆、都道府県・市町村、環境省の意見を踏まえ、評価文書案に検討を加え、評価文書を作成し公表	載した評価文書案作成 ・評価文書案を公表し公衆の意見を把握 ・PI 対象者の様々な意見の論点整理、自らの見解の公表、それに対する意見を把握。 【技術的検討】 ・評価結果の反映状況を対象計画の決定公表する際に明らかにする。 【SEA 評価結果の対象計画への反映】 ・評価結果の反映状況を対象計画の決定公表するため以下を実施。 ①技術的検討内容の整理 ②技術的検討の実施 ③検討結果の分析・評価

評価実施	公共事業の構想段階における住民参加手続きラインの策定について 河川法第16条の2に基づく河川整備計画(H15.6.30)	道路(構想段階における市民参与型道路計画プロセスのガイドライン(H14.8策定,H17.9改正))	港湾(港湾の公共事業の構想段階における住民参加手続きガイドライン(H15.8策定))	SEA(戦略的環境アセスメント導入ガイドライン) (H19.3策定)	公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン(仮称)骨子案(H19.8検討中)

第3回 公共事業の構想段階における計画策定プロセス研究会

日時：平成19年8月29日（水）

15:00～17:00

場所：中央合同庁舎3号館

11階特別会議室

【事務局】 それでは定刻になりました。○○委員は若干おくれられるということでございますので、ただいまから、第3回公共事業の構想段階における計画策定プロセス研究会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、お忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。私、進行を務めさせていただきます国土交通省大臣官房で調整官しております○○でございます。よろしくお願ひいたします。座って続けさせていただきます。

まず資料の確認をさせていただければと思います。お手元に資料を配らせていただいておりますが、一番上に議事次第、その下に座席表、委員名簿、A3判でございますけれども、資料1—1として意見の整理と対応、資料1—2が論点の整理、資料2がガイドラインの基本的な考え方、資料3でございますけれども、計画検討手続き骨子（案）と書いたA3判のもの、資料4として今後の策定スケジュール（予定）というものでございます。それから、A3判でございますが、参考資料1としてその他のガイドラインとの比較というものと、前回の議事録をつけさせていただいております。

また、お手元に、次回の日程調整のものも配らせていただいております。これにつきましては、会議の終わるまでにご記入いただくか、後日、ファクスでお送りいただければと思っております。

本日の委員の皆様方のご出席でございますが、○○委員、○○委員がご欠席でございます。○○委員につきましては若干おくれて来られるということでございます。国土交通省側は、お手元の座席のように出席させていただいているので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

それでは、以後の議事につきましては、委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【委員】 それでは、これより議事を進めてまいりたいと思いますが、お手元の議事次

第の①意見整理と対応についてということで、資料のご説明をよろしくお願ひいたします。

【事務局】 それでは事務局からご説明させていただきたいと思います。資料1—1、資料1—2を用いてご説明させていただきます。

資料1—1でございますが、意見の整理と対応ということで、1回目、2回目の委員会でいただきております意見をまとめさせていただいております。構成につきましては、一番左のほうから、分類、いただきました意見、それに対する対応方針という形でまとめさせていただいております。

幾つかご紹介をさせていただければと思いますが、まず基本的な考え方のところでございますが、本ガイドラインは直轄が対象だろうと。また自治体や民間の取り扱いはどうなのかというのを整理してほしいということ。また議論の方向として、今まで積み上げてきた事例から何か分析できるものがあるのではないかというご指摘もいただいております。

また、計画策定の手続きのあり方ということでございますが、前回までは外部機関と言っておりますが、委員会等と行政というものが、最終的にどちらがどういう決定をするのかということを整理しておく必要があるのではないかということ、また地域づくりのような問題と国全体を考えるような問題とは、意思決定のあり方が異なっているのではないかということもいただいております。

それから、前回議論になりましたことの中で、必要性の確認というところでございますが、そもそも公共事業というのは必要性があるから発案されるものであるはずだと。まずこの発案の段階で、事業の必要性について計画・検討のプロセスも含めて明確にすることが重要だというご指摘。それから、構想段階の意義は、おおむねの規模と位置を決めることがある。その前提となる必要性の確認は重要だ。ただし事業ごとに確認の性格が異なることを考えると、この点について多く議論を要するために、構想段階に絞って議論することが望ましいのではないかというお話もございました。

また、1ページめくっていただきますが、14、15のあたりに書いております、複数案を出していく中での設定のあり方という中で、ゼロオプションというものをどう考えるのかというご議論がございました。ゼロオプションを考えることが適切でない例もあると。例えば更新であるとか、再生であるとかということがございますが、そのゼロオプションをすることによって荒廃する可能性があるような事業もあるということで、そういうものがないということについても、ちゃんと留意してほしいということ。またゼロオプションということについては、目的達成ができるのであれば、施設整備以外の方法で行うという

こともゼロオプションではないかというご指摘もいただいております。

またページをめくっていただきますが、計画案の決定のあり方というところ、3ページ目の一番上でございますけれども、各事業は多様だからこそ、最後に決められた計画の位置づけ、決定権者、根拠、意思決定のルールというものをはっきりさせて共通認識を持つべきであると。また制度化ができるような分野については、個別の法律の中にそういうことを位置づけていくことが重要ではないかというご指摘。

またその下でございますけれども、合意形成的な議論までは難しく、すべての人がすべて同じ方向に向くというのは現実としてあり得ない。そういう意味で、妥協形成ということが重要だと。また意見が対立していることを前提として、どういうふうに意思決定をしていくかという手続きも考えるべきではないかと。また合意形成のためには、時間管理だけではなく、透明性を確保すべきであると。合意形成に必要なもの、時間管理は透明性の中の一部ではないかということあります。

それから、21に書いてあります委員会等、前回では外部機関と言わせていただきましたが、委員会については、行政の役割と外部の外部機関、委員会の役割の整理というものが必要ではないかということ。それから、総合性、中立性の観点からの整理が必要だと。専門家は個別の専門分野だけの議論では中立性を保つ発言ができるけれども、総合判断の過程では中立性を持たなくなることもある。行政が決定権者であることを前提に、どういう役割を果たすべきかということを考えるべきだと。

またその下でございますけれども、学識委員会というようなものは、アドバイザリーボードとしての役割だ。調整まで期待するのは無理ではないかというご意見もいただいております。

以上、簡単にご説明させていただきましたが、そのようなご意見をいただいた中で、資料1—2ということで論点の整理をさせていただいております。本日は、ガイドラインの骨子を示させていただくという前提の中で、こういうことがその骨子の中に盛り込まれるべきではないかという論点を整理させていただいているものでございます。

資料1—2を使ってご説明させていただきますが、計画策定プロセスの全体ということでございますけれども、まず計画策定プロセスの構成はどうなのかということで、今回ご提案させていただいている中で、計画策定プロセスの手続きや役割を明確にするために、計画検討手続き、住民参画手続き、技術的検討に分けて計画策定プロセス全体のプロセスを整理するということのご提案をさせていただいております。

また対象者についてもご指摘がございましたが、計画策定プロセスを適用する事業や事業者を明確にしておくことが前提として必要だろうということあります。

2番目でございますが、計画検討手続きということで、まず計画検討の発議と必要性の確認ということありますが、構想段階において、計画の必要性をどのように確認または評価するのかを整理する必要がある。またその際には、構想段階の以前に必要性であるとか基本方針が判断されている事業があることがあるので、事業の特性とか法制度に十分留意すべきであると。

それから複数案の設定でございますけれども、基本的には事業の影響や評価を有意に比較できる複数案の設定ということですが、複数案を設定できない場合やゼロオプションの取り扱いを整理しておくことが必要だと。

2—3評価項目のあり方の設定でございますけれども、評価項目の設定については、基本的には経済面、社会面、環境面等、多様な項目に対して影響がどうだということをバランスよく設定する必要がある。その際には、住民がどのようなことについて関心を持っているかという論点についても抜けがないことに留意しておく必要があるのではないかと。

それから評価の方法でございますけれども、構想段階での評価ということなので、必要な情報の精度であるとか、その情報の入手の可能性というものを踏まえた上で、適切な評価制度を確保していく必要があるだろうと。

また総合評価でございますけれども、評価項目を総合的に評価して1つの案に決定すること、そういう検討をする上では、可能な限り客観性や透明性を担保する方法を検討する必要がある。例えば評価項目ごとの利害得失の整理であるとか、案の選定の根拠の明示であるとか、数値等で客観的に説明できない場合には、どういう判断基準のもとにそういう判断を下したのかということを十分に精査の上、公表して透明性を確保する必要があるということ。複数案の中から責任を持って決定する主体を明示しておくことが重要だということあります。

それから住民参画手続きということで、関係者とのコミュニケーションのあり方ですが、まず計画検討の手続きと住民参画の関係というものを十分に整理しておく必要があるだろうと。

2番目として、関係者の適切な把握ということで、当該事業による影響を受ける関係者としてさまざまな人がいることを十分に踏まえた上で、関係者を把握しておくことが必要だと。

コミュニケーションのあり方ということでは、さまざまなツールがあるということを前回ご説明させていただいておりますが、その対象とする目的等に応じて有効な手法を採用すると。

それから、前回では合意形成という言葉もキーワードを使っておりましたけれども、住民参画プロセスにおける合意形成のあり方がどうかということですが、計画案の決定に至るまでの意見の対立を前提とした合意形成のあり方を十分に検討する必要があるだろうということです。

4番目でございますが、委員会等ということで、前回は外部機関と称しておりましたが、その役割と体制であります。事業者が必要と判断する場合には委員会等を設置しますが、専門的な助言や意見の集約・調整など、果たすべき役割の明確化と、それに応じた委員会等の設置の考え方を整理しておく必要があるということでございます。

論点として、このような論点があるのではないかということで、このようなことを骨子の中にしっかりと盛り込んだものを、本日、後ほど説明させていただければと思います。

以上でございます。

【委員】 ありがとうございます。

これに関して、何かご質問、ご意見がございましたら、よろしくお願いします。

よろしいですか。

ご意見がございませんので、また後で出てくるかもしれませんから、次に進めたいと思います。

次の議題のガイドラインの基本的な考え方について、こちらのほうへ進みたいと思いますので、よろしくお願いします。

【事務局】 それでは、今、ご説明させていただいた前回までのご指摘を踏まえまして、まず、今回つくりますガイドラインとしての基本的な考え方を整理させていただいております。1番目に本ガイドラインの位置づけというものと、2番目に計画策定プロセスの体系ということでまとめさせていただいております。資料2でございます。

まず本ガイドラインの位置づけでございますけれども、基本的には国土交通省所管の河川、道路、港湾、空港等の直轄事業等を対象にしたものだということで、その直轄事業等を対象にし、構想段階における計画策定プロセスのあり方について、横断的、標準的な考え方を示すものだと。ただ、地方公共団体等が補助金等を受けて行う事業であるとか、民間事業であるとか、事業の性質が同じようなものについては、この本ガイドラインの趣旨

に配慮した措置が講じられることを期待しているということあります。

それと、公共事業は、それぞれの所管の所管法にのっとって実施されるものであると。

河川事業であれば河川法等々、個別の所管法があるわけで、その個別の所管法の目的や責務を十分に踏まえて本ガイドラインを適用するということあります。

また、事業分野ごとには、事業特性等によって特別な留意が必要である場合がありますので、事業分野ごとに、どういう計画策定プロセスをしていくかというガイドライン等を整備・充実していくことが必要であると。それは、一番初めに申し上げたとおり、横断的、標準的な考え方を整理しているものであるので、個別のものについては個別のガイドライン等の整備が必要となってくるのではないかということあります。

それから、実際の個別事業への適用に当たりましては、地域特性であるとか社会情勢等に十分配慮をして、当該事業に最も適した計画策定のプロセスを選定できるようにする必要がある。そういう中で、本ガイドラインの規定の趣旨を十分に踏まえて、柔軟に適用していくことが必要だと。

一番最後でございますが、1回目の委員会でも申し上げたことでもありますが、既存の住民参加のガイドラインであるとか、それから今般、環境省からお示しがありました戦略的環境アセスメント導入ガイドラインというようなものの動きも十分に踏まえたものとしていくと。これが本ガイドラインの位置づけでございます。

このような位置づけの中で、実際に計画策定プロセスの体系がどうなのかということをございますが、3ページ目の横のポンチ絵と見比べながら、ご説明を聞いていただければと思います。

3ページ目のポンチ絵全体を計画策定プロセスと考えたいということあります。その中で計画策定プロセスは、大きくわけると、計画策定者が中心となって行う計画検討手続き、3ページ目の図でいきますと、真ん中の青色で囲まれたもの、それと関係者との適切なコミュニケーションを確保するために行う住民参画手続き、これは3ページ目の図でいきますと、右側にある緑色のところであります。それと、計画内容の合理性を確保するために行われる技術的検討の3つから構成されるということで、この技術的検討というのは、3ページ目の図でいきますと、一番左側の3つ目であります。というように、基本的な策定の手順を定めた計画手続きと、コミュニケーション確保のための住民参画手続きと、計画の内容自体の合理性を確保するための技術的検討という3つから考えたらどうかということあります。

1ページ目に戻りますが、そのおののについての若干のご説明をさせていただきますと、計画の検討手続きについては、計画策定に当たっての手続きが、公平性、客観性、合理性、透明性を持って適切に行われる必要があると。そのために、次の3点に留意しながらこの手続きを進めていくことが必要ではないかということで、計画策定者が計画検討において行うべき基本的な手続きを明確化しておくこと、次のページに移りますが、技術的検討と住民参画手続きとが有機的に連携を行うということ、それから、事業特性であるとか地域特性を十分に踏まえて運用をしていくということあります。

それから住民参画手続きでありますけれども、これについては、計画策定者と住民等とのコミュニケーションを適切に行い、住民等の目から見ても妥当な手続きとなっていることが必要だということあります。そのためには4点ほど留意する点があるのではないかということで、手続き、情報が十分に公開されていたかどうか、積極的に計画に対する説明が住民等に行われていたかどうか、十分な参画の機会が確保されているかどうか、住民等からの意見を積極的に受け付け、質疑に対して真摯に応答がなされているかどうかという点でございます。

技術的検討でございますけれども、今回つくります公共事業の構想段階ということですが、そもそもその公共事業自体の目的の設定であるとか、その目的を実現するための手段の選択というようなものある構想段階の計画の内容自体が、技術的、専門的に合理的なものであるかどうか、そのために必要な検討としての技術的検討ということあります。

3ページ目でございますが、それは先ほど見ていただいた図でございますけれども、繰り返しになりますが、3ページ目の図のように、この全体でございますが、構想段階の計画策定プロセスという形でございます。それの中で、真ん中に計画検討手続き、右側に住民参画手続き、それから技術的検討手続きを書いてございますが、計画検討手続きの上の方に「上位計画」と書いてあるものがございますけれども、構想段階よりも上位の段階で、基本計画、基本方針等ということで上位計画が定まっているものを受け継いで、構想段階を立てるという段階から、構想段階の計画を策定されてしまって、一番下の、それ以後の事業計画に乗せていく、事業アセスであるとか都市計画法に基づく手続きをしていく段階をつなぐ段階の構想段階において、このような3つの手続きもしくは検討を行いながら進めていくということあります。

真ん中にございます計画検討手続きを中心とした手続きを踏みながら、住民とのやり取り、また技術的な合理性を担保するための検討を行いながら、十分に意見のやり取りをし

ながら進めていく、こういうやり方をしていくこと自体が計画の策定プロセスであろうと
いう整理をさせていただいてございます。

順番は前後になりますが、4ページ目をおめくりいただきますと、今まで用いさせて
いただいたさまざまな用語についての混乱もあったということで、本ガイドラインで今後用
いていくべき用語を定義させていただいております。まだ不十分な面もあるところでござ
いますが、ご説明をさせていただきます。

「構想段階」ということでございますが、これは1回目にもご説明させていただいたよ
うに、計画策定者が、事業の公益性及び必要性を検討するとともに、当該事業により整備
する施設のおおむねの位置、配置及び規模等の基本的な諸元について、事業の目的等に照
らして検討を加えることによって計画に絞り込むまでの段階、それが構想段階ということ
であります。

「計画」と書いておりますが、ここで計画と言っているのは、すべて構想段階の計画と
いうことでお考えいただければと思います。ここで述べているのは、構想段階の手続きを
経て絞り込まれた事業のおおむねの計画ということで、構想段階の計画については、その
さまざまな事業によって、構想と言ったり、何々計画と言ったり、いろいろ呼称は異なっ
ておりますが、本ガイドラインでは、それをすべて計画という形で表記をさせていただき
たいと思います。

例えば河川事業であれば河川整備計画に当たるものであるとか、道路事業では概略計画
と言っているものであるとか、港湾事業では長期構想と言っているものが該当するとい
うことでございます。各事業の該当するものについては、1回目の検討会のときに整理をさ
せていただいているとおりでございます。

「住民等」ということについては、事業の規模または特性に応じ、当該事業の影響が及
ぶ地域住民その他の関係者という形であります。

「計画策定者」については、構想段階において計画策定手続きを実施する主体とい
うことでございます。ですので、計画策定者と事業者が異なる場合も出てくるケースもあろう
かと思います。

それから、前回までは外部機関と言っていて、名前がちょっとといいういろいろなご意見
も出ましたが、今回については「委員会等」ということで整理をさせていただきました。
計画を策定する過程において、技術的検討や住民参画の進め方に関して特に専門性が必要
な場合や、計画策定者のみによる判断が難しい場合に、専門性、公正な立場の第三者から

助言をいただくために設置する組織だということあります。

「計画策定プロセス」というのは、今までご説明させていただいたように、3つの手続き並びに検討というものであります。

「計画検討手続き」、「住民参画手続き」、「技術的検討」につきましては、4ページの下から5ページにかけて書いてございますが、今までご説明をさせていただいたとおりでございます。

基本的な考え方及び用語の定義をさせていただいたところでございます。以上でございます。

【委員】 それでは、ガイドラインの基本的な考え方について、いろいろご意見をいただきたいと思いますが、よろしくお願ひいたします。

【委員】 じゃあ、皮切りに失礼いたします。ちょっとわかりにくかったのでお尋ねなんですが、3ページの表で、3本柱があって、右2つは計画検討手続きと住民参画手続きとあって、左側は何とか手続きというのがないわけですね。これは何かあったほうがバランスがとれていいかなという、それだけのことなのかもしれませんし、あるいは、あえてこれを取ったのは、何かあれば、過去の議論のどういう経緯でこれがなくなったのかというところが1点です。

あと1つは用語の定義のところで、先ほどちょっとおっしゃられましたけれども、4ページの「住民等」と「計画策定者」のところで、事業者、鉄道会社、航空会社とか、道路会社でもいいんですけども、「住民等」のところに「その他の関係者」とあるんですが、ここに入るような気もするし、あるいは、手続きを実施といつても、道路会社なんかはするんですか、よくわからないんですけども、このあたりの事業者の位置づけがどうなっているのかなというところです。

その2点が私は不明確だったので、お答えいただければありがたいですが、いかがでしょうか。

【委員】 ご質問ですので、よろしくお願ひします。

【事務局】 まず3ページ目のところでございますが、前回お示しさせていただいたものがどういうものだったかというと、全体を計画策定プロセスといって、前回お示しさせていただいたものの中では、計画検討プロセス、住民参画プロセスという2つのプロセスが全体のプロセスの中にありますというご説明をさせていただきました。それで、そのプロセスという言葉自体が、手続きなのか、行程なのか、過程なのかということがよくわか

らない部分が出てきたので、プロセス、プロセスと言ってどうなのかということもありましたので、全体は計画策定プロセスを定めるガイドラインだという中で、その中に手続きがあるだろうということで、前回お示しさせていただいた計画検討プロセスというものは「手続き」というふうに名前をかけかえさせていただいております。

それで、前回ご提示させていただいていなかった技術的検討というものに、なぜ「手続き」という名前が入っていないのかということですが、いろいろ検討させていただいて、これも「技術的検討手続き」ではないかという議論もさせていただきました。ただ、手続きというものは、よくよく考えていくと何かというと、何らかの手順に従って段階を進めていくものが多分手続きであろうということになると、計画検討手続きというのは、まさに発議から計画の策定までに至る手続きを、この手順で踏んでいってくださいということで、「手続き」であろうと。住民参画手続きも、これも基本的には、各段階になるかわかりませんが、必要な時期に住民と双方向のコミュニケーションをする手続きであろうとということで、ここも「手続き」という名前をつけさせていただいている。

では技術的検討というものが手続きなのかどうかということですが、前回の中では、計画検討手続きの中で技術的検討が含まれた形での提示であったかと思います。それを抜き出してきて「技術的検討」をつくり出したという趣旨は、まず、さまざまな計画策定プロセスを進めていくに当たって、何らかの課題が出てきたときに、手続きの順番が悪かったのか、それとも、そもそも計画自体の合理性が悪かったのか、住民との意見のやり取りが悪かったのかというものをごっちゃにして考えるとなかなか整理ができないので、技術的なものが悪いのかどうかということについて議論するのかどうかということで、「技術的検討」という、この黄色いものを抜き出してきたと、そういう趣旨です。

ただ、それを「検討手続き」と言うかというと、技術的検討は通常行われる検討であって、手続きと言えるものではないのではないかという議論をさせていただいて、外しておられます。ただそこは、私の頭の中でもクリアに整理できているわけでもないですし、先生方がすんなり腑に落ちるような説明になっているかというと、若干議論が必要なのかなと思っております。

それともう1点、事業者の取り扱いでございますけれども、4ページ目の「住民等」のところの「その他の関係者」に事業者が入っているという意識ではございません。この「その他の関係者」というのは、例えば市民団体であるとか、NPOであるとか、いろいろな方々ということを意識して「その他の関係者」として書いております。

本ガイドラインは、基本的には構想段階の計画を策定するためのガイドラインだということで、事業者が登場していないということになっています。ただ、仮に計画策定者と事業者が違う人の場合には、十分な密接な連携をとりながら定めていく必要がありますので、その辺の、事業者が抜けていることについては、若干、内容で補強していく必要があるのではないかと思っております。

以上でございます。

【委員】 前回、専門的な議論の整理と、それから代替案の望ましさというか、価値観のような議論はきちっと分けましょうという話題が出ましたね。今回の検討手続きでは、それをプロセスという形で整理されたのだろうと思います。

それから、技術的検討がなかなか「手続き」にならないというのは、技術的検討は、ある意味で情報をつくるプロセスですので、検討手続きを縦の流れとすれば、検討手続きのそれぞれのマスに対して横に流れるプロセスだと思います。それを、1つの図の中に表現しようとしても、同列に並んだような記述をしないといけないので、ここでは「手続き」という表現を使わずに「技術的検討」という表現を用いられたのだろうと思います。ただ、この図に関しては、いろいろご意見があろうと思います。

【委員】 多分論点はこの図に集約されてくると思うんですけども、これは難しい図で、変な言い方をしますと、例えば住民等の間の議論の中の矢印の中に四角囲みで書いてあるのと、左側の「技術的検討」では、この太い矢印ですね、この太さは、多分、いろいろなところでいろいろな省庁は、各事業が違うので、温度差があるので、必ずしもこここのときにこういう形で住民に聞くという対応ができないので、こういう漠然とした枠でくくってあると思うんです。右側の矢印の中に入れる意味というのを後で教えてください。太い矢印にして、矢印の中に、「情報提供」だと「意見の把握」というのを入れた意味がわからないんです。

ただ、事前のヒアリングのときもお話ししたんですけども、ここでの論点の1つは、この図は、住民参画が、いわば計画案の選定には及ばず、いろいろな意見を聞くという段階で終わっていて、戦略アセスレベルにおいては、住民参加というのは、その意思決定に加わるほど中心的な役割を果たさないという図だという気がするんです。

例えば私が参加している自然再生みたいな議論だと、自然再生推進法にのつとった協議会というのは意思決定機関までいっちゃっているんですね。事業の具体的な内容は事業主体が決めるんですけども、計画段階においては、意思決定機関、多分協議会が意思決定

をしているようなところがあつて、そのレベルが、ひょっとすると、この戦略アセス的なレベルに近いのかなと。いろいろな複数案を検討したり、その中で、これがこういう方向でいいのではないかということを決めるのが協議会の役割的なものになっているので、そういうものから見ると、これは、この委員会としてどう結論づけるかということだとは思うんですけども、パブリック・インボルブメントというのは、計画案の選定までは含まない。むしろその前の段階での意見を聞く段階にとどめておくのだという主張でこれを書かれたのかだけを確認しておきたいんですけども。

【事務局】 まず1点目の、「住民参画手続き」の緑色の太い矢印の中にいろいろ言葉が書いてあるということですが、考えていくときに、まず住民参画手続きというものを一言で言うと何なのかということを考えたんですが、そのあれとして、計画検討手続きは、ここに書いてあるように、計画の発議をして、必要性を確認し、複数案をつくって、評価項目を決めて、比較評価をして、案を選定するという手続きを踏んでいく、これが計画検討手続きですよというふうに、言葉で言うとそうなるだろうと。

それで、住民参画手続きはどんな手続きを踏んでいくんですか、こういう手続きですということをいろいろ考えたんですけども、結局言葉にすると、必要な段階で必要な情報のやり取りを住民の皆様とやるというのが住民参画手続きということで、手続きになるようなもの、計画検討手続きのような形でのプロセスを書いていくことがなかなかできなかつたということで、具体的に言うと、やり取り、この矢印自体が住民参画手続きだろうと。ただ、その中でやるべきことがあるだろうということで、中に内容として書かせていただいているということあります。

結局これは、ガイドラインの目次構成をしていくときに、例えば計画検討手続きは、まず発議のときは何をしますか、必要性の確認のときに何をしますかという書き方で書いていく目次に当たるようなものを書きたいと思っているのが、この矢印の中に書いてあるものでありますし、例えば技術的検討であれば、これは矢印の中ではなくて、検討なので、こういう手順で検討してくださいというのが黄色い中に入っていると。

すると、住民参画手続きのガイドラインの中に書くべきこととして何があるのかということで考え方についているのが、こういうことを情報提供して、意見を把握して、その意見を整理して、それに対して応答するということを繰り返し繰り返しやっていくということが住民参画手続きでしょうということで、目的的に書かせていただいているという意味合いであります。ですので、真ん中の計画検討手続きとは違う、手続きとは違うようなことが

書いてあって、要するに単に目次が並んでいるというレベルですので、次元が違うものが括弧の中に並んでいるというものであります。

それともう1つのことでございますが、計画の選定、決定はだれがするんだということであります。議事録等でも今までいろいろご意見があったんですが、計画を最終的に決定するのはだれなのか、選定するのはだれなのかということを明確にしておかないと、例えば委員会であるとか、委員会等であるとか、そういうものとの役割分担が非常に不明確になっていくことがあるのではないかというご指摘がございました。

きょうの案では、先に進みますが、資料3の1ページ目に骨子を書いてございますけれども、資料3の1ページ目の計画検討手続き骨子（案）の中の（6）に計画案の選定と書いてあって、一番上の・に、「計画策定者は、比較評価の結果から総合的な観点により、複数案の中から計画案を選定する責任がある」というふうに書き込むという案をご提示させていただいております。

ただ、その上の段階、しっかりと比較案の検討、比較評価をするという段階の中に、技術的検討から来る情報、住民参画手続きから来る情報を十分に比較考慮をすることが重要であって、その中で、その手続きによって得られた情報が計画の中に反映されると。ただ、その反映されたものをどういうふうに選ぶかという、選ぶ行為については、やはり計画決定に対して個別法の中で責任を持っている者がやるということではないかという形で提示をさせていただいているという、その趣旨が、この3ページ目の図に、ちょっとわかりづらいですが、色とか、大きさであるとか、段落であるとか、そんな形で表現ができないかと考えているものでございます。

以上でございます。

【委員】 ありがとうございました。大体理解しました。ということは、緑色の中に書いてある縦方向では、これが書いてあるんですけども、実は計画検討の発議においても、このプロセスを踏むし、必要性の確認においても踏むという形で、むしろ横にずっと並んだ形で同じような繰り返しをするという意味で、この矢印の中に入れ込めたという意味ですね。

【事務局】 それについてもうちょっと詳しく書いてある、参考資料1というA3判のものをお配りさせていただいておりまして、これは、第1回目に各ガイドラインを比較したものであります。その一番右側に黄色く塗っているものが、もうちょっと細かくといいますか、詳細に書いているものでございます。要するに各手続きの間に、技術的検討との

やり取りとか、住民参画のやり取りということをやっていくことが必要だろうということではあります。そこについては、その事業の性格とか、そういうものによりまして、発議と必要性の確認と一緒にやるとか、そういういろいろなバリエーションはあろうかと思いますので、ガイドラインの中では、必要な段階で必要な手続きをちゃんととりなさいという表現をとるのかなということではありますが、一番丁寧にやっていくと、こういう参考資料1の一番右側に書いてあるようなやり取りというものがあるのかなということです。

その一番下に、微妙に技術的検討だけがやり取りがないとか、それは、資料2でいくと、先ほどご説明させていただいた中で、計画案の策定は、やはり計画策定者が責任を持ってやるのだろうということではありますが、それまでに技術的な検討は終わるわけですが、計画案を選定したら、なぜこの案を選定したのか、住民の方々からこういう意見をもらっていたのに、それが反映されないで、これがなぜ選定をされたのかということについては、住民参画手続きでフィードバックをする必要があるだろうということで、計画選定の下の側には住民参画手続きだけが書かれているという表になっているのが、参考資料1の1ページ目の一一番右側の図になっております。

【委員】 ということは、これは最後の部分でも、選定と策定というのは微妙ではあるんですが、いま一つ……。

【事務局】 これは議論があって、一緒にしてもいいのかなということではありますが、ただ、選定という行為は計画策定者が選定するという行為であって、その後に、例えば河川法であれば、河川法にのっとって、それを正式に、法的に位置づけるという行為があるので、それについては計画の策定という形で、その法的行為であるとか、何らかの手続きについては、その手続きを淡々とやっていくことが必要ですので、そのところだけ分けているというだけで、ないような手続きもあるので、もしかするとこれを一緒にしたほうがいいのかなというところもありますし、そこは、きょうご提示させていただくものにも、一緒にするような意見もあるということを併記させていただいております。

【委員】 計画案がどのぐらい具体的になるかによって、多分事業者の責任というのが変わってくるのかもしれないんですけども、例えば河川整備計画的なイメージをすると、そんなに事業それぞれの個別のことを書かれているわけではないですね。そういうことから見ると、現実は、もうちょっと住民の矢印が計画案選定にも一緒になっていくような、もしくは委員会と言っているものも、流域委員会という名前で、学識経験者もいるし、そ

のときには地域のいろいろなことをわかっておられる方もいて、それが一緒に選定に入っていくような、そんなイメージを僕は持つんです。

そういう意味では、これを見てしまうと、それがあまり入らずに、むしろ、いわゆるヒアリングを受けて、その後、事業者が主体的に決めていくというようなイメージで、今、現状でやられているよりも、ちょっと下がるのかなど……、これは今の河川の例なので、他の省庁が加わった場合には違う形になってくるのかもしれないんですけども、ひとまずイメージとしては、やはり意見を聞くという、そちら側に大きく、強く住民の参加をしておきたいと。あくまでも最終的な選定は事業主体が責任を持って決めるという位置づけで、国交省全体としてはおきたいと、そういう意味ですね。

【事務局】 あくまでも、一番最初にこのガイドラインの目的を申し上げたように、横断的、標準的なものということで、こういうふうにさせていただいているけれども、今、○○委員がおっしゃったように、例えば場合によっては計画案の選定のところまで委員会が支援するということも、当然バリエーションとしてはあると思っていますし、それを否定するつもりももちろんありません。

【委員】 どうぞ。

【委員】 多分冒頭に○○委員がおっしゃったような、価値観の部分と客観的に判断する部分を分けて示すということは、非常にわかりやすくおつくりいただいたということと、あと、まさに○○委員がおっしゃったように、事業ごとに公衆の関与の仕方がかなり違う中で、この図にどれだけ意味を持たせるのかということは、逆に、きょう、この図で議論をしていいのかということを後で教えていただければという気がしておりますし、本来であれば、こういった図で、しかも事業ごとに、ある種、この相互の関与が違うような場合であれば、できるだけ単純に、シンプルにするほうがいいような気がしておりますし、その場合にはシンメトリーとか、幾つかの同じような枠組みを使うとか、そういうことをやられるほうが、変な誤解がなくていいのではないかという気がしております。

○○委員の関連で申し上げますと、今のお話ですと、公衆等の参画手続きも何ステージかあるので矢印の中に入れているということであれば、技術側のほうも何ステージもあるわけです。これも同じように矢印に入れておいて、シンメトリーにしておいたほうが、特殊な意図を類推されなくていいのではないかと、そういう点が、1点目、ございました。そこはご判断に任せるところであります。

2点目は、やはり「住民等」という際に若干違和感がございまして、前回の議論の整理

の中でも、公衆という議論とか、あるいは地方公共団体ということもおっしゃっていて、ここでは定義の中で、関係者も含めて「住民等」と言っていただいているんですが、これが、ある段階、2カ月後、3カ月後に外に出ていく段階になると、どうもやっぱり従来型の、住民対事業者側の2項的な話になってしまいそうな気がしております。ここは「住民・関係者等」とか、そういうふうにしておかないと、何かひとり歩きしてしまいそうな気がするところが……、これが2点目でございます。

3点目は内容の話ですが、この上位計画のプロセス、これはこれで、ある種、戦略的アセスも踏まえた形のステージ切りがされていると思うんですが、計画の必要性がいきなりぽんと出てくるところが若干違和感があります。これは多分、戦略アセスの中では、計画特性とか、地域特性というものを踏まえるということが書かれて、そこで、ここでは計画の必要性と書かれていると思うんですが、計画の必要性だけの言葉ですと、いかにも主観的に出てきそうにも聞こえますので、例えばここは、計画特性、地域特性を踏まえて計画の必要性を確認するということを、こちら側の、次にご説明いただく資料3のところにお示しいただくような、そのあたりもご配慮いただいたほうが誤解がないのではないかという、以上3点を申し上げます。

基本的には、これが外に出ていく段階で誤解を招かないように、今、申し上げたようなことはどのようにお考えいただけるのかなということを、少しお伺いできればと思います。

【事務局】 1点目は、○○委員のお話もあるんですけれども、意見を聞き置くだけなのかという趣旨で書いているわけではなくて、十分に比較評価をするときに、そういう意見を入れた上で、それが比較評価できるような形で整えておくと。ただ、最終的に責任を持って判断するのはだれなのかという意味合いを出すために分けたという趣旨なので、今までのことより後退するとか、そういう趣旨ではないということで、それが誤解を招く表記の仕方であるということであるならば、その辺はもうちょっと検討する必要があるのかなと思っております。

それと、「住民等」という名前については、前回さまざまご意見があったので、シンプルにまとめてみたわけですが、まとめ過ぎたことによって、逆に違う憶測を生むということもあるので、そこについてはもうちょっとと考えさせていただければと思います。

【委員】 図の描き方による印象の問題が結構大きいと思います。真ん中にブルーで囲んである箇所がありますが、この「ブルーで囲んだ」ということに意味があると思います。「計画案の選定」が、このブルーで囲んだ範囲の外へ出ている。今、いろいろP Iで行つ

ているのは、この図の色のついたところを並行的に進めているということであって、3つのプロセスを独立して行うという趣旨で書かれているわけではない。だけど、この図を見た時に、○○委員が指摘されたように、間違った印象を受ける可能性がある。

【事務局】 誤解を生むようなものは本意ではありませんので、これも特段理由があつてこうしているわけでもありませんので、そういう誤解を与えるおそれのあるところは、できるだけやめておきたいと思いますし、多分これは、戦略アセスのガイドラインに対応している部分が、このブルーの部分だと思うんですね。環境省の戦略アセスのガイドラインというのは、計画案の策定の話には触れていないところになっていますので、そのぐらいの意味しかないと思いますので、取って、誤解のないようにしたいと思います。

【事務局】 役割分担をはっきりさせながら、どこに問題があるのかということを十分把握しながら議論をしていくという意味で整理させていただいているんですが、それが逆に、今までのやり方より分離していくとか、違う方向に進んでいくというイメージを与えるとすると、やはり図のかき方等については、もうちょっと考慮する必要があるのかなと、今、ご議論を聞いておりまして、十分感じております。

【委員】 どうぞ。

【委員】 今の3ページの図と4ページの用語の定義の関係ですけれども、ちょっとわかりづらいので、どちらかを少し修正していただきたいと思います。例えば4ページの最後に「計画検討手続き」というのがありますて、これも2つ書いてあるんですが、特に下のほうですね。「計画検討の発議の後、計画の必要性の確認……選定に至るまでの一連の手続きである」、これが計画検討手続きであるということですが、それが3ページの図で言うと、計画案の選定というのは、「計画案の選定に至るまで」には入っていないのかいるのか、よくわからないのと、それから計画の策定という項目がくくられているわけですが、これも文章とはやや合っていないところがあるということで、その2つを突き合わせるとわかりづらいんですね。

特に計画の策定、先ほど、まだ調整中だという話でしたけれども、それと、下のほうに点線で囲ってある、「以後、……都市計画法等に基づく手続き等を実施し」というところとの関係が、先ほどの話だと、下のほうに入っているようにも聞こえたし、計画の策定というのはそうではないのだというふうにも、この図では見えますし、非常にあいまいな感じがするんです。それが結果的に、4ページの「計画策定者」というところに「構想段階において計画策定手続きを実施する主体」と書いてありますて、この「計画策定手続き」と

いうのが定義がないので、どのことを指すのかというのが非常にわかりづらくなっている。3ページと4ページの図と文章の突合を、もう一度していただけるといいのではないかという気がいたします。

【事務局】 今のご指摘を踏まえて修正をさせていただきたいと思います。特に計画の策定というものをどうするかということで、それ以降の事業アセスとか、都市計画法に基づく手続きみたいなことの間のところが非常にグレーになっていて、例えば河川事業であれば、河川整備計画を構想段階の計画と言うと、法的に位置づけるところまでが構想段階の計画策定になると。ただ、そういうものがないものについては、下のほうの、個別法に基づく手続きが構想段階以降のものになるとかという、そこら辺が微妙なものですから、もうちょっと整理をさせていただきます。

【委員】 今の最後の点にかかるんですけれども、参考資料1の一番右の黄色の図面は、先ほどご説明いただいたように、「計画案の選定」の後にもう1回「住民参画」が書いてありますね。だから、それがきょうのご提示したい本来のプロセスだとすると、今の議論になっている資料2の3ページの図面の「計画案の選定」というところの後に、実はまだ右側の「住民参画手続き」からの、何らかの矢印が入ってくるんですね。

逆に言うと、だからこそ、案を何らか選定、比較評価していくって、この案がやっぱりよさそうですということを行政などに示した後に、もう一度何らかの意見を聞くわけだから、それがあるからこそ、もう1回改めて、行政として、行政計画か法定計画かは別にしましても、考えとしては、結局はこれですというものを示さなければいけなくなりますね。

もしそこに住民参画が必要ないとしゃうと、同じことを2回やるのに、何でやらなければいけないんだということになってくるわけだけれども、多分そこにP.I.がまだあるからこそ、ここで2つ書いているのではないかなと私は理解しています。それでいいかどうかは、いろいろな事業によって違いますから、それで整理はできないかもしれないけれども、私はそう思っています。

もう1点、先ほど来、誤解がいろいろあるような気も私もしていますので、1つは、これはかなり大らかな気持ちで言っているんですけれども、「技術的検討」の後に「手続き」があってもいいのではないかなど。いいのではないかなどというのは、「手続き」という言葉と、今、透明性とか、場合によっては説明責任とか、ああいう言葉は、かなり密接な関係に理解されていると思うんですね。そういうことからいって、今回、これは3つとも行政が主体となってやっていくことには違いないけれども、なぜか技術的検討にだけはそういう

う言葉が入っていないというときに、いわば、従来、内部検討としてやっている、なかなか表には、その情報なり、過程なり、その前提なりが出てこないということもあるわけですからけれども、そこら辺をかなり意識して書くと、こういうふうに、ここだけ「手続き」という言葉を使わないで、これは実は内部検討ですと、何が出せるかどうかは全くわかりません、何も出ないかもしれませんということまでを含めるような意味にもとれないでもないので、そんな意思は全くないのでないかなと思うんですね。

それは、先ほど来、横方向で、それぞれの段階で技術的に検討したことは、それが表に出ていくわけだし、いろいろな委員会で、今、反対の人まで委員会の中に一緒に出てきて技術検討をやっているところも結構あるものですから、そういう意味での透明性はかなり進んでいると思うので、その点から言うと、ここだけ「手続き」がないということは、そういう誤解すらも与える心配もあるかなという気もしたりして、非常にマイナーなことでありますけれども……。

ですから、手続きというものの定義とは言わないけれども、考え方として、何らか公開性があることが定義なのか、要するに内部でAさん、Bさんの間で何かやっているのが手続きか、全く内部の課長から部長に何か報告するのが手続きかというと、それはここではあまり重要ではないけれども、公開されていることが前提であると、それが、ある種、手順に従って、段取りとして進めているのだったら、手続きと呼んでもいいかなというぐらいの大らかな考えを私は持っていますので、そんな印象を持ちました。

以上です。

【委員】 ありがとうございます。

【委員】 今の〇〇委員のことにも関連するんですけども、3ページの図を見た印象は、3つのプロセスというふうにご説明があったんですが、どうしても2つになってしまふ印象が強いんですね。真ん中の計画検討手続きのアドバイザリーとしての技術的検討というと、これが1つのグループになるという印象が非常に強いんです。

これは、平面で書くから、真ん中のブルーのところに緑と黄色の両方が入っているんですが、ほんとうは技術的検討の中にも、住民参画の、今、いろいろな情報が入ってくるということだと、3つがぐるっと円筒形になって独立していくのかなという感じがするんですね。やはり独立性……、独立性というのではないですかね、「手続き」というにはちょっと違うのかもしれないけれども、名前を3つ「手続き」として、3つのプロセスというほうがわかりいいのかなと思います。ガイドラインの基本的な考え方も、技術的検討のこと

ろは2行ぽんと書いてあるだけで、気持ちはわかるんですけれども、そういう印象を得ました。

もう1つは、先ほどの計画の必要性の確認ですが、構想段階における、求められる機能とか、あるいはその役割とか、多分そのところから、まず定義のところに書いていかなければいけないのではないかと思うんですね。それに対して、住民あるいはニュートラルな立場での技術的検討、その両方がインプットとして出てくる。で、フィードバックとして、またそちらに戻っていくということではないかと思いました。

以上です。

【委員】 検討手続きの図に関していろいろ意見が出ましたが、一番右の「必要に応じ委員会等の支援」という矢印がありますね。その外側をグリーンの破線で囲んでいるため、誤った印象を持つ可能性があるのではないかでしょうか？ここだけが独立しており、その中に矢印が入ってしまっている。表現の仕方ですので、先生方から頂いたご意見を踏まえて、工夫をしていただけますでしょうか。

【事務局】 はい、検討させていただきます。

【事務局】 1点だけよろしいですか。○○委員、○○委員からお話をあった、技術的検討で「手続き」という名前をつけると、オープンな場というイメージが非常に強くて、もちろん委員会等で技術的な内容を議論する場合には、オープンにするということが通常やられていますので、全然構わないんですけども、例えば、この計画策定者とコンサルトがいろいろ打ち合わせをするものまで全部オープンに「手続き」として称するというわけにもいかないだろうと。

そうすると、技術的な検討内容は別に隠すつもりは全くないですけれども、それをオープンにする場というのは、この真ん中の計画検討手続きの中で、必要性だとか、複数案だとか、評価をやる場合に、それに必要なバックデータでありますとか根拠も含めてオープンにするという、この真ん中の手続きの中でオープンにすれば足りるのであって、あまりコンサルとの打ち合わせの内容まで何も一々オープンにする必要はないだろうと。その誤解を与えないように、わざわざ「手続き」という名前をつけないで「技術的検討」という名前をつけたと。もちろん委員会でやる場合にはオープンにしたほうがいいとは思っています。

【委員】 よろしいですか。我々もよくわかるけれども、やはり情報の共有化とか、透明性とか、そういうキーワードを明示的に書いたほうがいいですね。たとえば、図の中で

黒い点々で描かれている部分。この箇所に関しては議論を透明化することを目的としているとか、そういう趣旨のことが書かれていると判りやすい。この黒い点々の箇所に関しては、まだご説明がなかったように思います。

【事務局】 黒い点々というと、上の「上位計画」とかの黒い点でしょうか。

【委員】 いやいや、太い点々。

【事務局】 太い、色が変わっているものですね。これは、この範囲が手続きだろうというものを、わっと覆っているということで、要するに計画検討手続きというのは、青い点で覆っているところが手続きだろうと。それと、中の青い色で塗りつぶしているのは何かという話になってくるのですが、特に情報のやり取りをするのはこの範囲であって、選ぶときには責任を持って選ぶという趣旨が入ってはいるんですね。けれども、かといって、聞き置くだけという趣旨でやっているわけではなくて、それを十分に踏まえた上での決定だし、その決定したことに対しては、後ほどご説明させていただくものにも書いてあるように、十分に説明する、説明責任を果たすと。その下の部分でも、選定をした趣旨は何だと、それを十分フィードバックするということも書いているので、全く聞き置くだけということのつもりではなかったんですけども、そこが非常に誤解を生むような図構成になっているというのはご指摘のとおりなので、そこはもうちょっと、いろいろな方が見て誤解を与えないような形の整理が必要だなと感じております。

【委員】 これは、だからそうなるとアドバイスになるんですけれども、青い破線の中に、手続きに関するプレーヤーの住民というのが入っているから、またわからなくなるんですね。ほかのところはそういう主体が入っていないのに、こここのところだけ主体が入っているんですよ。だから、これがまた逆に困っちゃうから、これがないほうがもっとわかりやすいかもしれないという気がするんですね。

技術的検討を省いてくださったのは、ある意味で、ここは意思決定主体ではないと。あくまで助言を与える機関であるという意味で、責任を負わないという意味もめてくださったのかなという気が私はしたんですけども、もしそうだとすると、2つ、青い破線と緑の破線が並列しているとなると、緑の破線のほうも、その意味では、計画の策定までに至る意思決定主体のように……、○○委員がおっしゃったように、2つが並んでいる気がしちゃうんですね。だから、そういうところのめり張りというか、そのあたりをつけたほうがよりよいのかなという気がしました。

【委員】 よろしいですか。これまでにご指摘頂いた点に関しては、まだまだ改良すべ

き点が残されていると思います。

それでは、次の③のガイドラインの骨子（案）についてに関して、ご説明、よろしくお願いします。

【事務局】 資料3のA3の縦紙でございます。先ほど議論になりました図に対応した形の構成にさせていただいております。

1枚目が計画検討手続きの骨子、2枚目が住民参画手続きの骨子、3枚目が技術的検討の骨子、4枚目が委員会等という形のものと、その他という形で分けさせていただいております。でき上がるガイドラインも、このような形の章立て並びに目次立てになるのかなというイメージを持ちながらつくっているところであります。

まず1ページ目でございますけれども、計画検討手続きという中で、項目の中に何も入っていないところ、これは全体的なことが書いてあって、計画策定者は、住民参画手続きの結果から得られる意見や技術的検討の結果を十分反映して計画検討手続きを行い、計画を選定する責任がある。計画策定が公正性、客観性、合理性、透明性をもって適切に行われている必要がある。また当該事業に関係する公共団体とも十分調整の上、計画検討手続きを進めると、これが全体的な話。

あとは個別の項目段階でございますが、計画検討の発議については、上位計画等で提案された基本方針や現状の課題に基づき、当該事業の目的を明確にした上で計画の発議を行う。そのときに、検討の内容や手順、予定スケジュール等を十分に公表すると。

計画の必要性の確認については、計画を検討することが必要であることを確認するため、できる限り早い段階で必要性について説明すると。その次はゼロオプションみたいな話ですが、行わないことでは、公共事業を発議した目的が達成されないというときについては、そういうことも十分に早い段階で説明すると。

複数案の選定ということでございますが、最適な計画を決定するために複数案を設定することが基本だと。複数の案の中には、事業の目的が達成できるかどうか、住民等の関心事や論点等が十分に議論ができるようになっているかどうかが重要だと。計画策定者は、必要に応じて、複数案の設定内容を住民等からの意見を参考にして改善していくと。

それから、事業を行わない案、要するにゼロオプションというものは、それが現実である場合や、他の施策の組み合わせ等により対象計画の目的を達成できる場合に複数案に含める。また、現実的でない場合でも評価の参考として示すことも検討する。レファレンスとして示すことも検討すると。それから、地域特性等から複数案を設定することが現

実的でない場合については、複数案を設定する必要はない。次が、複数案の設定は事業の特性により大きく異なるものであり、詳細については個別のガイドライン等に基づき設定していくと。

評価項目については、社会面、経済面、環境面等々から、以下の4点について評価項目を設定するということですが、まず1番目には、事業の目的の達成度合いを評価できるような項目とする。社会面、経済面、環境面等の項目を適切に設定する。社会や住民等の関心事や論点等への影響を評価できるように設ける。項目の取捨選択に当たっては、事業や地域等の特性に配慮していくと。それから計画策定者は、必要に応じて、評価項目について住民等からの意見を参考として設定内容を改善していくと。

(5) で評価でございますけれども、住民参画手続きの結果や技術的検討の結果を十分に反映して、複数案の優劣を評価する。その評価に当たっては、正確な情報に基づき、できるだけ客観的に示す。計画の状況や住民の関心事に応じて、各評価項目の精度を適切なものとする。住民等が結果を理解しやすくするため表現を工夫する。単に数値のみではなくて、多様な価値観によって評価ができるようにしておくということあります。

それから計画案の選定ということで、計画策定者は総合的な観点から選定する必要があるというふうに書かせていただいております。ただ、その選定に当たっては、住民等や関係機関等に対して次の3点に留意して、その選定の結果や理由をわかりやすく説明する。複数案の絞り込みや総合評価の過程で特に重視した観点とか項目などの基本的な考え方を明示する。住人等や関係機関の意見に対する考え方をちゃんと明示する。また選定された案について、こういうことについて配慮するという配慮事項、留意事項についても明確にしておくということあります。

(7) については、これは先ほどから問題になっていますが、仮に法令等手続きが必要であれば、それは手続きを行うということがあるだろうということあります。

2ページ目に移りますが、住民参画手続きの骨子（案）ということで、まず全体的なお話をとしては、住民参画手続きについては、計画策定プロセスに意見が十分に反映されるよう、計画策定者と住民等との双方向のコミュニケーションを重視し、適切な時期に適切な手法を用いて実施するということあります。

まず、住民参画手続きは十分な期間を確保して行う。住民参画手続きは、計画検討手続きを踏まえ、状況に応じて適切な段階に適切な方法で行うものとする。住民参画手続きにおいては双方向のコミュニケーションとなるよう、情報提供、意見把握、意見への整理・

応答を行う。①情報提供としては、計画策定者は、住民等が当該計画について理解を深め、意見を形成するために、計画手続きの進め方や検討期間などは早期に公表するとともに、必要な情報を適切な時期、方法により住民等に提供するように努める。②意見把握については、計画策定者は、住民等が当該計画に関して有している関心、懸念等の意見の把握に努める。意見の把握の際には、住民等が計画に対して適切に意見できる機会及び期間を確保する必要がある。意見の整理・応答ということで、計画策定者は、住民から出された多様な意見をわかりやすく整理し、その整理結果について公表する。計画策定者は積極的に意見を受け付け、質疑に対して真摯に応答を行うと。

地方公共団体との連携ということで、住民参画手続きの立案及び実施については地方公共団体と連携して行うと。

(3) 留意事項として、関係者の把握と手法の選択ということを載せさせていただいております。当該事業にかかる住民等の関係者について、次のような事項を踏まえて適切に把握する。①として事業の特性、それから地域の特性、関連事業の有無、事業によってもたらされる受益・負担の程度、事業への関心。

手法の選択については、次の3点を考慮して行う。必要に応じて複数の手法を組み合わせて活用するということですが、目的、手法の特性、それから予算や時間等とのバランスについて考慮しながら手法の選択を行うと。

これは後ほど出ますが、住民参画手続きの支援組織の設置ということで、住民参画手続きに関し、必要に応じ委員会等の支援組織を設置するものとするということで、詳細は「委員会等」に記述しております。

3番目の技術的検討、3ページ目でございますけれども、全体的には、技術的検討は、計画検討手続きにおいて、事業の目的の設定や計画案を選定するに至るまでの手順、検討手法、代替案の絞り込み方などが、技術的、専門的知見から合理的かどうかについての根拠を与えるものであるということです。

技術的検討内容の整理ということで、まず一番初めには、構想段階における計画検討の前提となる技術的、専門的知見から、検討内容、そのために調査、検討すべきデータの範囲、検討の手法、体制など整理すべき事柄を抽出して、その枠組みについて早期に決定すると。技術的検討の具体的な内容は事業特性により大きく異なるものであり、詳細については個別事業ごとの技術基準等に基づき実施していくと。

整理を行った後、技術的検討を実施していくということですが、技術的検討に当

たっては次の点に留意するということで、①データということと、分析手法ということであります。データについては、検討に用いるデータは、検討目的に照らし質量ともに適切なデータを用いるものとし、既存の調査や必要に応じ実施する調査により収集するものとする。特に計画の必要性や住民等の関心事、論点となっている項目についてのデータの収集については配慮を行うと。それから分析手法ということで、データの制約、分析精度などを勘案の上、適切な分析手法、項目を選定する。定量的、定性的な評価を行う上で、わかりやすい指標等を設定するということあります。

(3) で、そういう検討結果の評価等ということで、評価等を行うに当たっては次の点に留意するということで、定量的、定性的な評価を行い、できるだけ客観的に評価結果を示す。その際得られた結果が妥当かどうか十分に吟味する。問題があるということについては、その課題についても記述するということあります。

また支援組織については、設置をするということを書かせていただいております。

4ページ目でございますけれども、委員会等の骨子ということでありますが、まず委員会等を設置するに当たっての基本事項ということで、計画策定者は、当事者のみによる判断が難しい場合等必要に応じて、技術的専門性、または公正な立場の第三者から助言をもらうための委員会等を設置する。委員会等が担うべき役割は2点に整理できるということで、1つは住民等との適切なコミュニケーションの確保、2番目に専門性の確保、検討内容の合理性の確保というありますが、これは、問題になっておりますこのフロー図の下に書いてありますように、住民参画手続きに対する支援組織、また技術的検討に対する支援組織というふうに、大きくは2つに委員会等の役割を分けられるのではないかということに対応しているものであります。委員会等の設置に当たっては、以下の事項に考慮して設置するということで、委員会等の必要性、目的、役割の明確化、2番目は適切な委員会の構成、体制、人選であります。

それから住民参画手続きの支援組織ということで、住民参画手続きにおいて、住民等との適切なコミュニケーションを確保するため、計画策定者は必要に応じて委員会等を設置する。この委員会の基本的な役割は、まず計画策定者と住民等との対話の確保、また住民参画手続きの実施の支援ということで、把握した意見を整理していくことであるとか、しっかり公聴会等を開いて真摯な応答をしているかどうかを支援するということであります。

(3) が技術的検討の支援組織ということで、計画内容の合理性を確保するため、計画

策定者は必要に応じて支援機関を設置する。この委員会の基本的な役割は以下のとおりであるということで、データ分析に用いた手法が合理的かどうか、技術的検討の結果が妥当かどうかということです。

あと、その他留意事項として、評価結果等の活用ということで、実際に行いました検討については、計画決定後の事業アセス等、また都市計画決定手続き等の段階で有効に活用することあります。

取り組みの反映及び充実ということで、今後も、このガイドラインをつくった後も実際の事例を重ねていって、ガイドラインの見直しを常に行っていくということです。

以上が骨子でございまして、先ほど議論のありました3ページのフロー図に基づいた形での構成と目次構成を検討させていただきました。以上でございます。

【委員】 ありがとうございます。

では、ご説明いただいた骨子について、いろいろご意見等をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

【委員】 私はあまり経験がないものですから教えていただきたいんですけども、この住民参画手続きの支援組織というのは、これまでにもたくさん設置されているのでしょうか。例えば流域の懇談会みたいなものは、住民そのものが委員会を組織しているといいますか、支援する組織というよりは住民そのものがステークホルダーとして出ておられるケースはよく見ているんですけども、この内容を読むと、ちゃんとした住民とのコミュニケーションをとっているかといったことをチェックしたり、それがうまくいっていない場合は、それを支援するといった内容に受け取れるんですけども、こういうのはよくあるんでしょうか。

【事務局】 多分実際に行われているものは、十分整理して、役割分担をして、これというふうになっているものではなくて、1つの委員会がさまざまな役割を果たしてしまっているというものが多いのかなとは思います。要するに技術的なこともやっているときもあれば、十分に意見を聞きましたかということをやっているものもあればということを1つの委員会でやってしまっています。問題としては、その一つ一つの委員会でやっていて、結論を出すときに、どこに問題があったのかということが十分整理できないようなことがあるのではないかということで、ここでの趣旨は、複数設置するかどうかは別にしても、今、議論していることが技術的な検討の内容なのか、手続きが正しいのかどうか、それとも住民とのやり取りが正しいのかどうかということを、役割をしっかりと認識しながら

ら、どこが問題になっているのかということについて分けていく必要があるのではないかと。その分けていって整理をすると、大きくは、やはり住民参画手続きの話と技術的検討についての役割になるのかなというのがこの整理であります。

今、〇〇委員がおっしゃられた、そういう住民とのやり取りをしているという事実は何なのかというと、それはもしかするとコミュニケーションツールとして、例えば委員会ではなく協議会みたいなものを使ってコミュニケーションをしている。それはコミュニケーションの実施をしているのであって、コミュニケーションツールとしてやってしまっているというものもあって、その委員会というものの定義をもうちょっと明確にしておく必要があるのではないかと。だから、協議会といって、コミュニケーションツールとして協議会を使いますということの協議会と、ここで言っている委員会というものは区別して考えておかないと、問題の所在が明らかにならないのではないかという趣旨であります。

【委員】 ということは、ここでまた戻っちゃうんですけれども、この図一1において、例えば流域の懇談会みたいなもの、町長さんだとか、漁協の代表さんだとか、そういう人たちが入る、懇談会みたいな名前がついていると思うんですけども、そういったものは、この中においては、下の「委員会の支援」というところに入っているのではなくて、「住民等」とか、この中に含まれていると考えたほうがいいと。

【事務局】 ということを議論している場合もあるし、そういうところで技術者が入っていて、技術的なことも議論している場合もあって、それをごっちゃにやってしまっている委員会が多いのかなということは実態としてはあると思います。

【委員】 その技術的なものが一緒に入ることは理解するんですけども、この下からの「委員会等の支援」と書いてあるのは、今、言った懇談会は含まないと言ったほうがいい……。

【事務局】 はい。

【委員】 ですね。それなら私にはわかりやすいんです。

【委員】 先ほどいみじくも計画手続きの支援ということを言われましたね。前の図で、その箇所が気になっていました、それは、どういう意味ですか？

【事務局】 計画手続きの支援……。

【委員】 検討手続きの支援とか。

【事務局】 今、ご提示させていただいているものの委員会としては、住民参画手続きを支援するものと、技術的検討を支援するものということで、真ん中を支援するものにつ

いての想定はしていない状況になっています。

【委員】 でも、参画手続きとか技術的検討の議論をするのであれば、当然真ん中のプロセスに関係してくると思います。

【事務局】 だから情報のやり取りのところで、それが妥当なのかというところぐらいは入ってくるのかもしれません。

【委員】 先ほど課長がおっしゃった、技術的検討が公開対象になるかどうかということとで、今のご説明を伺っていると、技術的検討はまさにアドバイザリー・ボード的な役割で、先ほどおっしゃったコンサルタントへ委託する部分は、むしろこの青いところのお話で、ここで技術的検討というのは、ある種、客観性、透明性、公平性を外部からも認知いただくような場でつくるという意味では、今の私の理解としては、まさにアドバイザリー・ボードとして独立した形でおつくりになられるような傾向が強いと思うんですが、そういう理解でいいのかという点が1点目。

もう1つ、ここをずっと伺っていると、これ自身もガイドラインと呼んで、さらに各事業ごとにまたガイドラインをつくるというのは屋上屋を重ねるようなことにならないのかなという気が若干いたします。これは、むしろここでつくるのはガイドライン構築の指針みたいな、そういう理解でいいのか、あるいは基本ガイドラインみたいなものをつくられるのか、そのあたりを少し明確にいただいたほうが議論がすっきりしてくるような気がいたしました。

【事務局】 1点目の技術的検討のところですが、技術的検討を行うときに、例えば計画策定者がみずから技術的検討を行って、外に対しても十分に説明できる、技術的レベルも説明できるというものについて委員会を設置しなければいけないかどうかということは、その問題に応じて委員会を設置して、透明性といいますか、技術的な合理性を確保するということに、委員会をつくるかつもらいかという選択肢は一応残した形のものにはなっているということですが、透明にしていくということについては、そのとおりであると思っております。

それと、今の各ところがつくるガイドラインがどういう部分になるかということでありますけれども、例えば技術的検討というところで何が書いてあるかというと、例えばデータであるとか、分析であるとかということしか書いていなくて、例えば河川事業であれば、流出解析などの手法を使うのかとか、さまざまな技術的なことについては、やはり技術分野に任せたガイドラインなり手順、基準書みたいなものが必要になってくるなと思ってい

るということで、例えば技術的検討については、そういう部分でのマニュアルというか、ガイドラインというか、何らかの基準書は必要になってくるのではないかと考えております。

【委員】 そのガイドラインづくりのガイドラインというのは、外に若干わかりにくいいではないかということで、今、おっしゃったのは、まさにガイドラインづくりのマニュアルであったり、ガイドラインづくりの基本的な指針ということで、外に出ていく際には、そのあたりは、その場で出す情報についての、それ自身がガイドラインではなくて、むしろそのガイドラインの基本的な骨子をお示しする、まさにここに骨子と書いていますけれども、それはそういうふうに言ったほうが誤解がないのではないかという印象がございまます。

【委員】 いかがですか。

【委員】 最初のところの〇〇委員に關係するところですけれども、4枚目の紙の委員会等の骨子のところで、(1)の一番上ですけれども、「計画策定者は、当事者のみによる判断が難しい場合等必要に応じて」と書いていますが、この「当事者のみ」というのは、計画策定者のことですよね。

【事務局】 基本的にはそうです。

【委員】 ですね。となると、これはつまり、計画策定者が、こんなことをやっていたら住民の方々にわからないかなと思って、これではよくわからないから、一度そのためにこういう委員会を立ち上げましょうというように私は読んだんですが、ひょっとしたら、住民側が、こんなことではさっぱりわからない、何とかしてくれよということもあるのかなという気がするときに、「当事者」という言葉にそれが入るかどうかというところがクリアではなかったものですから、そのあたりをどううまく整理して書くのかなと、1つ疑問に思ったところがあります。

あとはマイナーな点で、言葉の問題だと思うんですが、1枚目の紙の(3)複数案の設定というところで、一番当てはまるのは上から4番目のポツですか、「事業を行わない案は」と書いていますけれども、これはあくまで文章にしたら長たらしくなるので、ただそういう認識だということの確認ですが、いわゆるビフォーアンド・アフターではなくて、ウィズアウトであって、事業をもし行わないとすれば、結果的にこんなことになっちゃいますよというところまで示さないと、今、こうですという今のこの状態と、何か事業をやったらこうなりますだと、これは正確な比較ではないですね。

まあ、そう書くと長たらしいので、そこはできれば何かそういうことがわかるような表現だったほうがいいのではないかと。つまり、計画を起こすということは、それを、今、放置しておくと、何年か後にこうなってしまうということが問題だからやるということだから、比較のときの、ウィズアウトで、やっぱりやりましょうということがわかったほうがいいかなというのが1点です。

あと1つ、これも語感の問題なので、これでいいと言えばいいのかもしれないすけれども、同じ1枚目の(5)のところの一番最後のポツですが、「単に数値のみによってではなく、多様な価値観によって比較評価を行う」という、この「価値観」というのが、すごく主觀に関することで、実際の計画策定を行う人の主觀でやりましたというニュアンスがあるので、これはむしろ「価値基準」とか、ある基準、多様な基準に基づいてということで、こういう見方ですればこうですよということだと思いますから、これも言葉を変えたほうがいいかなという気がしました。

以上です。

【委員】 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。

【委員】 今の最後の委員会のあたりは、同じ分野でもいろいろな事業があるので、いろいろな分野を考えているので、その委員会と計画主体との間の距離感というのは、かなりいろいろなバリエーションがあるわけですね。だから、そこを逆にある程度書き込んでいかないとはつきりしてこないなというところもあって、完全に外から全く独立して評価していく場合もあるかもしれないし、一方、行政が設置して、行政と一体となって技術検討を行っていくという密接不可分型の委員会だってあるわけだし、あるいは委員会のほうが独自に何かを自主的に技術検討をしてしまうというものだってあるかもしれないし、そこら辺の距離感について、この中では十分には読み取れないんですけども、ただ現実問題に照らしてどう活用するかというのは、その置き方は、その置かれている事業なり計画に応じて適切なものを選ばざるを得ないわけであって、そこら辺をわかるような書き方をしないといけないと思うんですね。

ですから、先ほどの流域懇談会というのは私もよくわからないんですけども、それだけいろいろな方が入っているというのは、もしそこで決定をしないのであれば、いわゆるC A C、市民諮問委員会みたいなものが随分いろいろな国にありますけれども、あれは、多くの方、いろいろな地域住民の方も集まるし、比較的近いような感じがするんですね。

そこは必ずしも決定機関ではないし、みんなでいろいろ話をしていく場だから、外環の沿線会議みたいなものはそれに近いのかもしれませんけれども。

そういうものは、場合によってはP I活動の一環でも置いているんですね。行政が行うP Iにはいろいろなタイプがあって、1つはそういう委員会みたいなものを設置して、そこでいろいろ議論してもらおうと。それからワークショップになったり、いろいろなケース、いろいろなものがある中の1つにそういうCACがあるという、そういう集積があつたりするんですが、そうなると、まさに先ほどのお答えのように、ここで言っている委員会というものとは異質のものだと理解せざるを得ないんですけども、だから、委員会と書かれているだけだとそこら辺がはつきりしないこともあって、今まで誤解されてきたということがあると、これからも誤解されると問題だから、ぜひそこら辺の距離感についても含めて明らかにしていただきたいと思います。

それから計画検討手続きのほうは、たしか道路のほうは、いわゆるプロセス管理みたいなものが書かれたような気もするんですけども、その部分がなかつたような気もするんですね。一方で住民参画手続きのほうはかなりきっちり書かれていて、適切な時期だとか、期間を確保するとか、それはそれで大変重要な視点だけれども、果たして最後のほうの「予算や時間等とのバランスを考慮する」という、これは当然なんすけれども、一方で、全体のコントロールはやはり計画策定プロセスと言っているところで行うのかなという気が私自身はしているものですから……、3つのプロセス全体によって計画を策定していくこうということですね。だから全体としての何らかの管理はあっていいと思うんです。

ただこの住民参画という中だけで、予算がないからとか、時間もかかるから、これはこの辺でやめちゃおうということで管理するというのはなかなか難しい。その趣旨も入っていると思うんですけども、その辺が明確に、どこで実際に管理ができるかということは、論点としては結構重要な論点だろうなと思います。

とりあえずその2点です。

【委員】 ありがとうございます。

委員会等の骨子は非常に重要ですね。大学の場合、自己評価と外部評価というものがあって、自分で評価する、あるいは検討のプロセスの中で評価するのか、外側から評価者を呼んでくるのかという選択をしなければいけない。簡単な場合は自己評価だけで済ましてしまうということもあります。ある意味で、そのプロセスの評価機能みたいなところを委員会等が担っていることが多いだろうと思います。

もう1つは、そうだとすれば、議論の妥当性に関するチェックリストというか、「こういう考え方でプロセスを客観的に見る必要がありますよ」という議論を整理しておく必要があると思いますが、いかがですか。この委員会というのは、それも兼ねているのですね。

【事務局】 プロセス全体を評価する……。

【委員】 「プロセスがうまく機能しているかどうか」を確認するためのプロセスを言っています。住民参加を支援するという意味が、「対話の確保」とか、「支援」とかと書いてあるけれども、住民参加を支援するということの最終的な目的は、「計画の手続きや議論の進め方を正当化する」というところにあると思います。

【事務局】 そういう、ちゃんと十分な期間を確保したかとか、回数も確保したかとか、必要な段階でちゃんとやったかみたいなこともちやんと見ておくということも含まれているとは考えているんですが、そこが言葉足らずであると思います。

【委員】 先ほどの用語の定義ともかかわるんですが、検討手続き骨子の一番上の欄、一般論のところがありまして、計画策定者は、計画を選定する責任があると。その次ですけれども、「計画策定が公正性や客観性、合理性、透明性をもって適切に行われている必要がある」と。この言葉は、ご趣旨のほどは「計画策定」で正しいんですか。

【事務局】 趣旨は、計画検討手続きにおいて、この4つをもって適切にという……。

【委員】 ですよね。だから、「計画策定」ではなくて、「計画検討が」ということが正しいのではないかということです。

それとともに、最後の（7）の、計画の策定がここにあるかどうかという問題は、先ほど議論したので置いておきますけれども、一般論としての3つ目、「当該事業に関係する地方公共団体とも十分調整の上、計画検討手続きを進める」と。ここで地方公共団体というのが出てくるんですが、これは、先ほどの議論の中で、次のページの住民参画手続きの「住民等」には入っているのか、入っていないのか。

少しそれが気になるのは、2ページでは、一般論にはその部分がさらに書かれているわけではなくて、（2）として「地方公共団体との連携」というものが1項起きているんですね。で、「手続きの立案および実施について地方公共団体と連携して行う」と。いわゆるプロセスをマネジメントするところで、地方公共団体と手を組みながら、場所をセットしたりとかいうことをやるのは当然のことだし、それはそれでいいと思うんですけども、そういうことを言っているだけなのか。

計画をつくる、計画を検討するという段階で、直轄がこれをおやりになることを前提に

しているわけすけれども、直轄と地方公共団体との関係は、「住民等」と呼ばれている中に入っているだけでいいというふうにここでは言っているのか、ちょっと違って、「公共団体とも十分調整の上、計画検討手続きを進める」という意味は、「調整」の中に実はもっと深い意味があるという意味なのか、公共団体の取り扱いが不鮮明な感じがするんですね。

【事務局】 ご指摘のとおりで、つくっていく過程で、地方公共団体の取り扱いをどうしたらいいのかということが議論になっていて、定義のところでは抜けてしまっているんですね。その中で、慌ててここに入れてきているんですが、そこが十分に、どういう役割になっていただかかということが鮮明になっていない部分もございますので、そこについてはもうちょっと検討させていただきます。

【事務局】 住民の皆さんとか関係者の皆さんからすると、国だろうが、地方自治体だろうが、行政ということで、本来であれば、その計画策定主体が1人である必要は全くないので、国と関係する自治体が共同して計画策定主体になるということも十分考えられると思いますし、それが望ましい場合も多いと思います。

当然この構想段階の後、都市計画決定とか、環境アセスメントの段階で、地方公共団体の役割が非常に大きいですから、構想段階から一緒にやるというのが望ましいんですが、現実問題として、地方公共団体の立場として、協力はするけれども、計画策定者に名前を連ねるのは困るとか、少しフリーハンドを持ちたいとかいう判断をされる自治体もいらっしゃいますから、当然その場合には、「住民等」の「等」の中に入りたいという地方自治体があっても構わないとは思いますけれども、いろいろなところでできるだけ協力してやっていくというようなガイドラインにはしていきたいなとは思っています。ただ、それを表現としてどこまでうまく書けるかということはあるかと思います。

【委員】 もう1点だけ、すみません。これは単純な話で、2ページ目の住民参画手続きの③の中で、これは全くの間違いだろうと思うんですけれども、意図的に書いているのかどうかですが、ポツの上のほうは「住民から出された多様な意見を分かりやすく整理し」、下のほうは「住民等からの意見を積極的に受け付け」、この2つは、あえて書き分けていらっしゃるんですか。

【事務局】 それは、そういう趣旨はありません。「等」とあれを……。

【委員】 単なる間違い。わかりました。

【委員】 2点あります、1つは4ページの委員会等の骨子のところの（2）と（3）ですけれども、（2）の住民参画手続きの支援組織という委員会ですが、その①、②で、②

の「住民参画手続きの実施の支援」というのが委員会というのはわかるんですけれども、その括弧の中がよくわからないんです。「把握した意見の整理や真摯な応答のための支援等」、この「支援」と前の「支援」とは大分違いますよね。そうすると、この括弧は要らないのではないかと。要は、委員会を設置すること自体が支援ですね。整理をするのは、また行政当局がやる、あるいはコンサルタントがやるとか、そういう意味の支援なんですか。そこがよくわからない。その次の（3）の技術的検討の支援組織というのは、1行目は明確にアドバイザリーの支援ですよね。という意味ではないかと思いまして、ここら辺の表現が、言葉の使い方が若干混乱しているのかなというのが1点です。

2点目は、先ほどご説明があった参考資料を見ると、事業ごとにそれぞれフェーズがみんな違う、やることが違うということですから、実際は、状況に応じて適切な段階に適切な実施方法でという表現に尽きると思うんですね。ですから、説明いただいた資料3については総論で、先ほどのガイドラインの基本的考え方の中に、事業分野ごとにさらなるガイドラインをつくるということですと、イメージとしては、これがあって、例えば道路の場合には、これに付属資料について道路版ができる。港湾には港湾についてというイメージで考えていればよろしいんでしょうか。

【事務局】 まず1点目の委員会等の中の支援組織の、その「支援」という言葉を十分に練れて使っていないので、そういうお話になってくるということだと思います。この（2）の中の②の「住民参画手続き実施の支援」の括弧書きの意味は、もっと具体的に言うと、例えばそういう委員会をつくって、委員会名で公聴会を開いて、住民の方々が意見をすると。そのときに、住民の皆様から出た意見に対して計画策定者が十分に答えているかとか、そういうことを見守っていただくというか、委員会主催でやって、ちゃんとそういうことが行われているということを支援していただくとか、そういうことを若干意図しているということです。

それと整理というところが、前回は、意見の調整とか、集約という言葉まで使って表現をしたんですが、やはり集約とか、調整はできないだろうということでいくと、こういう意見とこういう意見、大きく分けてこういう意見が出ましたねという整理を、その委員会の中ですることもあるのかなということで、例示として書いたんですが、十分にその表現が伝えきれるような言葉になっていないのが事実だと思います。そこはもうちょっと検討させていただきます。

それと委員長からお話があったように、そのプロセスもちゃんと管理するといいますか、

ちゃんと回数を確保したかというようなことを管理ことも含めるとすると、「支援組織」の「支援」という言葉はそこまで想像できない言葉なのかもしれない、ちょっと考えさせていただければと思います。

もう1点の、各事業でのガイドラインとの関係はどうかということですけれども、基本的に、順番としては住民参加のガイドラインというものができて、それに従って各事業の計画策定プロセスのガイドラインができてきたと。一番初めにできているのは住民参画ガイドラインではあるんですが、住民参画ガイドラインの中に、計画策定の手続き面もかなり踏まえたものになっているというのが事実です。

ですので、今回我々がつくるのは、今までのものを受けた再整理をさせていただいて、再整理をした上で、各事業が実際にそのガイドラインに基づいてつくらなければいけないのかどうかということを判断していただくことになろうかと思いますけれども、その辺のところは、時系列的に言うと、先に各ガイドラインができているところもありますので、そことの関係は、でき上がった後、もう一度精査をさせていただく必要があるのかなと思います。

【委員】 どうぞ。

【委員】 3ページの技術的検討のところですけれども、先ほども議論が○○委員あたりからありましたが、私の理解では、この構想段階の技術的検討、特に環境の関係は、既存文献等を中心にして、いわば代替案の比較をそれなりに可能な範囲でやればいいだけで、新たな調査をかなり一生懸命やるようなレベルではないと、こういう前提を私は持っているんです。

一方で、必要性というのは大変重要なスタートラインとしてはあるので、必要性の何割かは、上位計画等にどう位置づけられているかということで、それは定まっているものだから、定性的には必要性があると言えるけれども、改めてここで、ほんとうにあるのかということを、今度は定量的にどこまで示せるかということだと思うんです。

だから、その最後のところが一番のポイントになってくると、定量的にどこまでここで示すのかということが、各分野でどのぐらいのことを想定されているのか、あるいはやらなければいけないのか。それが、まさに先ほど議論になったような技術基準等に基づいてどこまでやるかについて、これは個別事業法と各分野で違うと言っておられるけれども、そうは言っても、構想段階というのは、今、申し上げたようなレベルのところだから、ある程度粗くやっていかなければいけない。それを、行政だけがそう理解しているとだめだ

から、多くの方にもそういう理解をしてもらって、今まで内部検討で全く示せなかつたことと比べたら、圧倒的に透明性が上がって、あるいは説明責任も上がっているという中で、しかし、そのレベルではこの程度しかはつきりはできないけれども、代替案をこの段階で選ぶには、ある程度十分な情報としてやりましたよという、この根拠をきっちり示せることが大変重要ですね。

だから、基本的には何がその中で情報として出せるかというところまで議論しておかないと、ここがそういうふうにあいまいなままだと、結局ここがもしも十分に出ていかないとすると、この部分は非常に不信感というか、国民の方や利用者の方から問われるところですね。だからできるだけ、コンサルタントと行政の方の相談はもちろん出さなくていいと思うんですけども、どこまで出せるかということについて議論しておかないと、この全体のガイドラインは、そこに非常に弱点を持つてしまうという心配があるものですから、だからもう1回だけ、前提としては、この段階でものすごく調査なり何なり全部やって、大変な分析をやって出さなければならぬという認識を、私は持っていないんですが、そちらは持たれているんですかというところを確認したいと思います。

【事務局】 ご指摘のところは、3ページの技術的検討の（2）の技術的検討の実施、データというところになるんですが、まず、「検討に用いるデータは、検討目的に照らし質量ともに適切なデータを用いるものとし」という、「検討の目的に照らし」というのは、委員が先ほどおっしゃられた、構想段階での検討だということなので、そのレベルでやらなければいけないよということをここで言っているつもりなんですが、そこをもうちょっと書き込んだほうがいいのかもしれないということと、あと、その中でも、計画の必要性であるとか、住民が関心を持っている、この生物に対しての検討だとかというものについては、やはり新たな調査が発生することもあるでしょうということで、「データの収集に配慮する」と書かせていただいております。ですので、○○委員がおっしゃられた趣旨で我々も考えておりますので、そのところはもうちょっと表現できるように検討したいと思います。

【委員】 関連するところで、まさに、今、○○委員がおっしゃったように、データというものが、実際に評価をする段階で極めて制約条件になってきて、生態系なんかは、データがないから評価しないというプロセスが、今まででは、特に計画アセスの段階であるわけです。そうすると、一方で構想アセスなので、文献調査だけで、極めてディスクリプティブに、記述的に述べるだけでいいのか。多分それだと、まさにおっしゃったような客観

性、合理性が担保されないということがありますので、そうすると、このあたりの適切なデータというところは……、ただ、このプロセスは、今、おっしゃったような形で、この評価の段階で個別に調査事業を起こすという趣旨ではないだろうと思うんです。といいますのは、大体が非常に幅広くなっているはずですので。

そうすると、じゃあ、どうやるかというと、ある程度、国土交通省さんのイニシアチブなり、あるいは省庁間連携のイニシアチブで、こういった基本的なデータを構築することが、実はこういうことがほんとうに生きてくるためには必要な気はしておりますし、それをこの中のどこで言っていただくのかということで見ると、一番最後のその他の留意事項の骨子の（1）評価結果等活用のところに、データはむだに使わないようにしましょうねということをお書きになっていらっしゃいます。このようなところで、データ構築については、各自治体との連携のもとで基本的なプラットフォームのあり方等を検討するみたいなことが一文あるかないかで、そこへの踏み込み方が違ってくるような気がしています。何かそういった一文も含めてご検討いただければという気がしておりました。

【委員】 私の個人的な経験から言いますと、これは非常に大事な論点ですね。技術的検討の内容には、いろいろなスペクトルのものがあります。簡単に検討すれば事足りるという話から、大和北道路のP I事例の場合、埋蔵文化財に関する専門的委員会を先行的に実施していた。技術的検討の中には、非常に専門的なものもある。技術的検討の必要性と内容は、事業によって随分千差万別に異なってきます。

ただ、言葉で「技術的検討」というのが、何か狭い範囲の中だけで議論しているという印象を免れない。技術の検討だけをしているのかという誤解が生まれるので、表現をもつと一般性をもつゆおな言葉に代えた方がいい。「専門的検討」という表現がいいかどうかわかりませんが、「技術」だけではない場面も出てくると思いますので、お考えいただければと思います。

【事務局】 その点についてはご指摘のとおりで、資料2の定義のところの最後に技術的検討という部分を設けさせていただいて、「ここで『技術的検討』は、科学技術分野だけでなく、社会学・経済学等の人文科学分野の専門的な検討を含むものとする」ということで、幅広いものだということをどういう言葉で表現すればいいのかということを悩んでいましたので、そこはもう一度、ご指摘を踏まえて検討を進めたいと思います。

【委員】 じゃあ、いかがですか。もうよろしいですか。

それでは、どうもありがとうございました。本日の各委員のご意見を踏まえて、ガイド

ラインの検討を進めていただきたいと思います。

次の進め方を含めて、今後のスケジュールについてご説明をよろしくお願ひいたします。

【事務局】 お手元に資料4をお出しいただければと思います。計画策定プロセスガイドライン策定スケジュール（予定）ということで、きょうが第3回目の研究会、8月29日ということで、基本的な考え方と骨子案を示させていただきました。今、日程調整表をお出ししておりますが、10月ごろに、きょうの意見を踏まえた原案をご提示させていただきたいと思います。原案提示の後、ガイドラインについてのパブリックコメントを実施して、第5回目でガイドラインの案を策定するというスケジュールで進められればと思っております。今回お示ししたものは骨子でございますので、次回については、ガイドラインの体裁を整えたものでご提示ができるということで考えております。

以上でございます。

【委員】 ありがとうございました。それでは議事進行を事務局へお戻しいたします。

【事務局】 それでは、委員長、ありがとうございました。

本日の議事概要でございますけれども、後日、委員会の皆様に議事録を送付させていただきまして、名前を伏せた上、ご了解の後、公開をいたしたいと思います。きょうは委員お二人がお休みでございますので、各委員にはご説明に行って、ご意見を伺ってまいりたいと思います。また、きょう、意見の追加がござりますれば、2週間後でございますが、9月14日までに、事務局のほうにファクス、メール等でご意見をいただければ、それも反映させていただきたいと思っております。

また資料でございますが、もしあれであれば、置いておいていただければ、また郵送させていただきたいと思います。

では、次の委員会は10月の開催を予定しておりますが、日程調整については、今、お書きいただいているものを踏まえまして、また後日、ご連絡をさせていただきたいと思います。

本日は、熱心なご議論をありがとうございました。これにて閉会をさせていただきます。どうもありがとうございました。

——了——